

第3次山梨県社会福祉協議会強化発展計画

(計画期間 令和4年度～令和8年度)

(令和4年4月～令和9年3月)

(改訂版)

令和5年3月改訂



社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会

第1章 計画策定に向けて

(1) 計画策定の趣旨

- わが国では、現在、人口減少・少子高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを背景に、福祉を取り巻く社会環境が大きく変化し、ダブルケア・老老介護・ヤングケアラー等介護問題、子どもの貧困、ひきこもり、8050問題、及び発達障害児・者の増加など、地域における生活課題はますます深刻化・複雑化しています。

一方、地域社会においては、経済情勢や住民意識、家族構成の変化などによって、「支え合い」「助け合い」といった意識が希薄化し、地域福祉活動の担い手が不足してきていると言われていています。
- こうした中、国では、すべての人が地域づくりに参加し、社会とつながりを持ち、生きがいや役割を持って助け合いながら暮らす「地域共生社会」の実現に向け、地域コミュニティの再生や包括的な支援体制の構築のための法改正や様々な施策を講じています。
- 本会は、これらの地域福祉をめぐる諸課題や政策動向などを踏まえ、今後の本会活動の目標や方向性等を示すとともに本会組織の充実・強化を目的として、このたび第3次山梨県社会福祉協議会強化発展計画を策定しました。そして新計画で策定した諸施策の取り組みを通して、本会の経営理念「人と人との支えあい、認めあいながら、だれもがその人らしく地域で安心して生活できる福祉文化の創造」の実現を目指します。

(2) これまでの経緯

- 本会は、平成22年5月に、本会の経営理念と経営方針を掲げた『山梨県社会福祉協議会強化発展計画』を策定するとともに、翌年4月に計画期間を平成27年度までの5年間とする『年次実行計画』を策定し、これらに基づき地域福祉の推進に取り組みました。

経営理念

人と人が支えあい、認めあいながら、だれもがその人らしく地域で安心して生活できる、福祉文化の創造をめざします。

経営方針

- ① 県民が主体となる山梨発の福祉文化の創造
- ② だれもが必要な時に必要な福祉サービスを適切に利用できる福祉社会の構築のための関係機関との協働
- ③ 福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保

- 『年次実行計画』の最終年度である平成27年度に、計画期間を平成32年度（令和2年度）までの5年間とする新たな長期計画『第2次山梨県社会福祉協議会強化発展計画』を策定しました。

同計画は、平成22年・23年策定の『山梨県社会福祉協議会強化発展計画』及び『年次実行計画』の理念等を引き継ぎながら、更に発展させるという基本的考えの下、「地域住民の生活目線に立った地域福祉活動の実践による、子どもから大人までだれもが安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現」を基本目標とし、これを実現するために「地域住民本位の地域福祉活動の実践」等4つの推進施策に取り組むこととしました。以降、本会は同計画に基づき地域福祉の推進に取り組んできました。

(第2次強化発展計画)

基本目標

地域住民の生活目線に立った地域福祉活動の実践による、子どもから大人までだれもが安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現

推進施策

- ①地域住民本位の地域福祉活動の実践
- ②当事者目線に立った福祉人材の養成・確保
- ③多様な団体等との連携協働・支援
- ④県社協基盤の充実・整備

- 令和2年度は、同計画の最終年度であり、後継の新計画を策定すべき年度でありました。

しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症が日本全国に拡大し、その及ぼす社会的・経済的影響が非常に大きいこと、また、影響を受ける期間も複数年にわたることが予想されました。このため、その影響の行く末を見定めた上で、後継計画を検討・策定する必要があると考え、第2次強化発展計画の計画期間を1年間延長することにしました。(『第2次山梨県社会福祉協議会強化発展計画延長計画』。以下「前計画」という。)

また、計画延長期間の1年間(令和3年度)の取り組み目標については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業への影響等を踏まえ、より現実的な目標値等を設定するとともに、延長前の当初計画における令和2年度の取り組み目標についても、同様の修正を行いました。

- こうした中、本年度(令和3年度)は、前計画の検証と評価、地域福祉を取り巻く現状と課題、新型コロナウイルス感染症拡大による影響、社会福祉の政策動向等を踏まえ、新たな計画を策定することとしました。

(3) SDGs (持続可能な開発目標) と新計画との関係

○ 平成27年9月の国連サミットで、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現のための国際目標として、SDGs (持続可能な開発目標) が全会一致で採択されました。我が国においても、SDGsの実現に向け官民あげて取り組みが進められています。

このSDGsの理念は、本会の経営理念やこれまでの取り組みと方向性が同じであることから、本会の事業推進はSDGsの各種目標の実現につながるものと考えます。

新計画においては、SDGsで想定している多様な主体と目標を共有し、施策・事業に取り組んでいきます。



(4) 計画期間

- 新たな計画の期間は、これまでの本会強化発展計画にならい、令和4年度（令和4年4月）から令和8年度（令和9年3月）までの5年間とします。

第2章 前計画の検証と評価

(1) 前計画の検証と評価

① 検証と個別的評価（実施事業の評価）

- 前計画においては、基本目標の下に4つの推進施策を掲げ、これらの具体策として22の実施事業を行うこととしました。また、実施事業ごとに説明表を作成し、年度別計画、目標値等を明示することにより、事業の見える化を図りました。各実施事業については、実施状況を年度別計画及び数値目標等に照らして検証し、評価を行うこととしました。
- 実施事業の達成度は、実施事業の中の細事業の達成度を次の方法により評価した後、その達成状況を総合的に評価し決定しました。

実施事業の中の細事業の達成度の評価方法

実績の計画に対する達成状況を次の基準により評価する。

A 評価：80%以上

D 評価：20%以上40%未満

B 評価：60%以上80%未満

E 評価：0%以上20%未満

C 評価：40%以上60%未満

実施事業の達成度は、「第2次山梨県社会福祉協議会強化発展計画延長計画 実施事業達成度」のとおりです。

第2次山梨県社会福祉協議会強化発展計画 延長計画 実施事業達成度

※達成度：実績の計画に対する達成状況を次の基準で評価 A：80%以上、B：60%以上80%未満、C：40%以上60%未満、D：20%以上40%未満、E：0～20%未満

実施事業名	担当	年度別計画								実施事業の達成度	
		H28	H29	H30	R元	R2	達成度				
市町村社協への支援	福祉振興課	訪問活動の実施	継続実施 延べ14市町村	延べ16市町村	延べ14市町村	ブロック担当制再導入 27市町村	ブロック担当制継続 訪問は自粛	A		地域福祉活動計画 策定市町村数の達成度がCのため 達成度Bとした。	
		計画	随時実施					A			
		実績	方策の検討	市町村社協情報共有 ファイルの設置 (紙媒体)	市町村社協情報共有 ファイルへの情報集積 (継続)	共有方法の十分な 周知・意見聴取 (継続)	共有方法の十分な 周知・意見聴取 (継続)		A		
		計画	21				27	C			
住民主体の相互扶助の仕組みづくり	福祉振興課・生活支援課	地域福祉活動計画策定市町村数	19	19	20	22	22	A		生活困窮者制度普及 及研修会受講者数の 達成度がDのため 達成度Bとした。 ※ 実績を踏まえ、過 去4年間の平均受講 者数修正	
		計画	35(120)	35(155)	35(190)	35(225)	35(260)	A			
		実績	70(155)	38(193)	33(226)	13(239)	35(274)	A			
		計画	40(246)	40(286)	40(326)	40(366)	40(406)	A			
		実績	50(256)	37(293)	37(330)	16(346)	36(382)	B			
		計画	450 (450)	330 (780)	330 (1,110)	450 (1,560)	100※ (507)	D			
		実績	76 (76)	214 (290)	63 (353)	54 (407)	54 (407)	D			
		計画	【0.1%】	【0.3%】	【0.4%】	【0.5%】	【0.6%】	D			
		実績	年3回以上開催 3回開催	3回開催	3回開催	3回開催	3回開催	A			
		計画	年2回以上開催 3回開催	3回開催	6回開催	4回開催	3回開催	A			
日常生活自立支援事業の充実・強化	生活支援課	契約締結審査会	年2回以上開催 3回開催	3回開催	6回開催	4回開催	3回開催	A		概ね計画を達成し た。	
		計画	年2回以上開催 3回開催	3回開催	6回開催	4回開催	3回開催	A			
		実績	年2回以上開催 2回開催	2回開催	2回開催	3回開催	2回開催	A			
		計画	年1回以上開催 1回開催	未開催	パンフレット配布	1回開催	1回開催	B			
		実績	把握・分析・検証 実施	実施	実施	実施	実施	A			
		計画	拡充検討	県との協議	予算要望	予算要望	拡充(11→16)	B			
		実績	県協議・拡充要望 内容検討・作成	配布	情報交換会4回 研修会1回	情報交換会4回 研修会1回	情報交換会 研修会実施	A			
		計画	情報収集	情報収集	作成必要なしと判断 情報交換会等で代替	情報交換会4回 研修会1回	情報交換会4回 研修会1回	A			
		実績	情報収集	情報収集	作成必要なしと判断 情報交換会等で代替	情報交換会4回 研修会1回	情報交換会4回 研修会1回	A			
		計画	情報収集	情報収集	作成必要なしと判断 情報交換会等で代替	情報交換会4回 研修会1回	情報交換会4回 研修会1回	A			

第2次山梨県社会福祉協議会強化発展計画 延長計画 実施事業達成度

※達成度：実績の計画に対する達成状況を次の基準で評価 A: 80%以上、B: 60%以上80%未満、C: 40%以上60%未満、D: 20%以上40%未満、E: 0~20%未満

実施事業名	担当	取り組み内容(細事業)	年度別計画					R2	達成度	実施事業の達成度	
			H28	H29	F-30	R元	R2				
相談窓口の強化と相談関係機関との連携強化	福祉振興課・総務企画課	相談窓口一覧の作成	計画	作成・活用				終了※	A	計画を達成した。	
			実績	作成・活用				終了			
		相談窓口一覧のHP掲載	計画	掲載					終了	A	
			実績	掲載					終了		
		相談対応力習得研修の実施	計画	実施						A	
			実績	未実施				実施 (新採用職員)	新型コロナウイルス感染症の影響により中止		
相談機関とのネットワークづくり	計画	情報交換会の開催(年1回以上)						A			
	実績	4回開催				4回開催	2回開催				
シルバー世代の活躍の場づくり	ボランティアセンター	地域福祉活動参加者意識調査	計画	調査・集計・分析					A	ボランティア体験出張講座の達成状況がEのため達成度Cとした。	
			実績	調査2回 サンプル数148件				未実施			市町村社協経由の調査
		ボランティア体験出張講座(受講延べ人数)	計画	講座の企画						E	
			実績	未実施				実施(150)	モデル講座の検討・企画		
		地域福祉活動参加者意識調査※	計画							-	
			実績					未実施	未実施		
福祉・介護人材の確保	福祉人材研修課	各事業参加者のアンケート調査による福祉・介護職へのイメージアップ度	計画	イメージアップ度(理解度)52%	イメージアップ度(理解度)54%	イメージアップ度(理解度)56%	イメージアップ度(理解度)58%	イメージアップ度(理解度)60%	A	概ね計画を達成した。	
			実績	実績77.2% 達成率148.5%	実績88.6% 達成率164.1%	実績80.3% 達成率145.4%	実績95.8% 達成率165.1%	実績69.3% 達成率115.5%			
		福祉人材センター幹旋による就職者数	計画	年間88人	年間97人	年間106人	年間115人	年間106人※		B	H28年度からの4年間の平均達成率(86%)から目標値を修正
			実績	実績94人 達成率106.8%	実績100人 達成率103.1%	実績67人 達成率63.2%	実績89人 達成率77.4%	実績96人 達成率90.6%			
		社会福祉事業従事者の研修	計画	年間4,729人	年間4,871人	年間5,013人	年間5,155人	年間4,793人※		A	計画を達成した。
			実績	5,722人	7,416人	5,720人	5,076人	1,342人			

第2次山梨県社会福祉協議会強化発展計画 延長計画 実施事業達成度

※達成度:実績の計画に対する達成状況を次の基準で評価 A:80%以上、B:60%以上80%未満、C:40%以上60%未満、D:20%以上40%未満、E:0~20%未満

実施事業名	担当	年度別計画					実施事業の達成度					
		H28	H29	H30	R元	R2	達成度					
社会福祉 研修事業の 充実	福祉人材研修課	計画	作成・充実									
		実績	H27年度より作成	作成	作成	作成	新型コロナウイルス感 染症の影響により中止	A	計画を達成した。			
		計画	6研修	10研修	15研修	25研修	25研修 ※	A				
		実績	12研修	28研修 うち共催11	33研修 うち共催13	37研修 うち共催12	新型コロナウイルス感 染症の影響により中止	A				
指定管理事業 (介護実習普及 センター) の実施・検討	普及介護 センター 実習	計画										
		実績										
		計画	利用者数 (11,376人)	利用者数 (11,604人)	利用者数 (11,836人)	利用者数 (11,836人)	利用者数 (11,836人)		A			
		実績	12,211人	13,400人	13,231人	14,073人	3,884人		A	計画を達成した。		
社会福祉法人等の 地域における 公益的な取り組み の推進	福祉振興課	計画	情報収集・検討	情報収集・検討	指定管理応募 ・本会が 指定管理者に決定	指定管理応募 ・本会が 指定管理者に決定	センター運営	センター運営	センター運営			
		実績	情報収集・検討	情報収集・検討	継続	継続	継続	継続	継続			
		計画	検討・試行	実施	継続	評価・検証	継続	継続	継続	B		
		実績	検討・試行	実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続	B	概ね計画を達成した。
経営サポート		計画	連絡会・研修会、モデル 事業実施	事業実施	継続	継続	継続	継続	継続			
		実績	連絡会・研修会、モデル 事業実施	事業実施	継続	継続	継続	継続	継続			
		計画	連絡会・研修会、モデル 事業実施	連絡会の実施	連絡会の発足	連絡会の実施 (継続)	連絡会の実施 (継続)	地域別社会 福祉法人連絡 協議会開催 (峡南地域)	地域別社会 福祉法人連絡 協議会開催 (峡南地域)	地域別社会 福祉法人連絡 協議会開催 (峡南地域)	B	
		実績	連絡会・研修会、モデル 事業実施	連絡会の実施	連絡会の発足	連絡会の実施 (継続)	連絡会の実施 (継続)	地域別社会 福祉法人連絡 協議会開催 (峡南地域)	地域別社会 福祉法人連絡 協議会開催 (峡南地域)	地域別社会 福祉法人連絡 協議会開催 (峡南地域)	A	

第2次山梨県社会福祉協議会強化発展計画 延長計画 実施事業達成度

※達成度：実績の計画に対する達成状況を次の基準で評価 A: 80%以上、B: 60%以上80%未満、C: 40%以上60%未満、D: 20%以上40%未満、E: 0~20%未満

実施事業名	担当	取り組み内容(細事業)	年度別計画					達成度		実施事業の達成度			
			H28	H29	H30	R元	R2	達成度	達成度				
新たな山梨県ボランティアセンター拠点整備を通じたボランティア活動の推進	ボランティアセンター	新たな県ボランティアセンターの設置・運営	計画										
			実績	設置・運営	運営	運営	運営	運営	A	A			
		ボランティア情報の収集・発信・マッチング事業	計画	実施									
			実績	実施	実施	実施	実施	実施	A	A	A	計画を達成した。	
		ボランティアの育成事業	計画	実施									
			実績	実施	実施	実施	実施	実施	A	A			
		基盤強化・ネットワーク事業	計画	実施									
			実績	実施	実施	実施	実施	実施	A	A			
		受託契約	計画	契約									
			実績	更新	更新	更新	更新	更新	A	A			
事務局運営	計画	事務局運営											
	実績	継続	継続	継続	継続	継続	A	A	A	計画を達成した。			
事務量把握 受託料額の協議	計画	事務量把握	協議	協議	協議	協議	協議	協議	協議				
	実績	量の把握 平準化	協議 経営協 分担金増	協議	協議	協議	協議	協議	協議	事務負担金の増額検討 嘱託職員の賃金見直し 検討	A		
閲覧者数	計画	効果的な情報提供方法 等の検討	実施										
	実績	民間の助成金 情報をHP へ掲載	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続		A		
街頭募金活動参加者数 への寄与	計画	参加者募集 方法等の検討	実施 (対前年度比 5%増)										
	実績	募金配分団体 へ周知	54施設 186名	39施設 159名	54施設 169名	47施設 72名	A	A	A	計画を達成した。			

第2次山梨県社会福祉協議会強化発展計画 延長計画 実施事業達成度

※達成度：実績の計画に対する達成状況を次の基準で評価 A:80%以上、B:60%以上80%未満、C:40%以上60%未満、D:20%以上40%未満、E:0~20%未満

実施事業名	担当	年度別計画						実施事業の達成度
		H28	H29	H30	R元	R2	達成度	
理事会・評議員会の見直し	総務企画課	計画	先進事例等の収集等	検討	実施	→	→	A
		実績	情報収集・定款変更	規定等の整備運営	→	→	規定等の整備運営	
		計画	先進事例等の収集等	検討	実施	→	→	A
		実績	情報収集・評議員選出区分の見直し	理事選出区分・定数の見直し	→	→	見直し完了	
正副会長会議等の充実強化	総務企画課	計画	先進事例等の収集と検討・協議	実施	→	→	→	A
		実績	情報収集・検討・実施	→	→	→	情報収集・検討・実施	
		計画	検討	実施	→	→	→	A
		実績	検討・実施	→	→	→	見直し完了	
事業推進会議の見直し	総務企画課	計画	検討・実施	→	→	→	→	A
		実績	検討・実施	→	→	→	→	
		計画	検討・実施	→	→	→	→	A
		実績	検討・実施	→	→	→	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
受託事業のルール化	総務企画課	計画	ルールの検討・関係機関との協議	実施	→	→	→	A
		実績	→	→	→	→	実施	
		計画	確保策の検討	実施	→	→	→	A
		実績	HP・広報紙広告掲載 9,995千円	10,142千円	10,141千円	→	→	
財政基盤の整備	総務企画課	計画	多様な方法による自主財源の確保(常備薬・福祉手帳販売手数料、広告料、会費)	→	→	→	→	A
		実績	9,995千円	10,142千円	10,141千円	→	→	
		計画	コストの見える化の促進と職員の意識改革(コピー機使用料、光熱水費)	→	→	→	→	A
		実績	5,850千円	5,978千円	7,393千円	6,479千円	5,934千円	

第2次山梨県社会福祉協議会強化発展計画 延長計画 実施事業達成度

※達成度：実績の計画に対する達成状況を次の基準で評価 A: 80%以上、B: 60%以上80%未満、C: 40%以上60%未満、D: 20%以上40%未満、E: 0~20%未満

実施事業名	担当	取り組み内容(細事業)	年度別計画					達成度	実施事業の達成度			
			H28	H29	H30	R元	R2					
基本財産の 適正管理	総務企画課	山梨県社会福祉会館の見直し	計画	甲府城周辺地域活性化計画の進捗等の情報収集	甲府城周辺地域活性化計画の進捗等の情報収集と検討	会館の空き方検討		土地・建物調査(甲府市)	A	A	計画を達成した。	
			実績	情報収集	情報収集	活性化計画説明会参加	適正管理	無償譲渡承認				
		山梨県ボランティアセンターの見直し	計画	耐震診断結果を踏まえた関係者協議	対処方針協議・決定	再活用調査事業(県委託事業)	基本財産処分の承認、県と譲渡契約の締結・譲渡	終了	終了	A	A	
			実績	関係者協議	関係者協議							
計画的・効率的な 業務執行	総務企画課	強化発展計画の 進行管理	計画	進行管理	実施	中間評価	延長計画検討	延長計画策定	B	B		
			実績	実施	実施	実施	事業進捗評価					
		年次事業実施計画の 作成と執行	計画	作成・執行	作成・執行	各課所ごとに作成・執行	各課所ごとに作成・執行	各課所ごとに作成・執行	各課所ごとに作成・執行	A	A	概ね計画を達成した。
			実績	各課所ごとに作成・執行	各課所ごとに作成・執行	各課所ごとに作成・執行	各課所ごとに作成・執行	各課所ごとに作成・執行	各課所ごとに作成・執行			
時間外労働の適正管理	計画	実施	実施	管理方法検討	管理方法検討	管理方法検討	管理システム導入検討	B	B			
	実績	実施	実施	管理方法検討	管理方法検討	管理方法検討	管理システム導入準備					
事務局強化に 向けた取り組み	総務企画課	職員の計画的確保	計画	実施	実施	実施	実施	実施	B	B	階層別研修等の企画・実施の達成度がCのため達成度Cとした。	
			実績	正規職員5名採用(正規17名)	正規職員3名採用(正規20名)	正規職員採用なし(正規15名)	正規職員2名採用(正規21名)	正規職員1名採用(正規22名)				
		階層別研修等の 企画・実施	計画	研修計画の作成	実施	実施	実施	実施	実施	C	C	
			実績	新採用研修	新採用研修・新任職員研修(全社協)	新採用研修・中堅職員研修(全社協)	新採用研修	新採用職員研修	新採用職員自主研修			

第2次山梨県社会福祉協議会強化発展計画 延長計画 実施事業達成度

※達成度：実績の計画に対する達成状況を次の基準で評価 A：80%以上、B：60%以上80%未満、C：40%以上60%未満、D：20%以上40%未満、E：0～20%未満

実施事業名	担当	年度別計画						実施事業の達成度			
		H28	H29	H30	R元	R2	達成度				
職員提案型事業の実施	総務課 企画課	計画	実施								
		実績			甲信越3県社協合同研修会(於長野県)		新型コロナウイルス感染症の影響により中止		C	職員提案事業への評価方法の検討・整備の達成度がEのため達成度Dとした。	
		計画			評価方法の検討・整備				E		
		実績			未実施	未実施	未実施				
情報発信機能の強化	総務課 企画課	計画	方針の検討	方針の策定	方針に基づく情報発信の実施						
		実績			SNSの導入検討	SNS(フェイスブック)導入	ホームページの開設		C	アクセス解析を活用したホームページの構成の検討・実施の達成度がDのため達成度Cとした。	
		計画	更新ルール検討・実施								
		実績	検討	未実施	未実施	未実施	更新ルール策定		B		
		計画	検討・実施								
		実績		アクセス件数把握	アクセス件数把握	アクセス件数把握	アクセス件数把握		D		
「山梨県災害救援ボランティアセンター」機能の強化	福祉課 振興課	計画	実施(座学1回・訓練1回)								
		実績	座学実施 訓練未実施	座学実施 訓練未実施	座学実施 訓練未実施	座学実施 訓練未実施	座学実施 訓練未実施		C	市町村災害ボランティアセンター、県災害救援ボランティア本部設置・運営合同訓練の達成度がDのため達成度Dとした。	
		計画	-	実施	-	実施	-		D		
		実績	-	未実施	-	未実施	マニユアルの改定実施	県地震防災訓練と連動して初動訓練実施			

②総括的評価（推進施策の評価）

- 推進施策の達成度は、実施事業区分ごとに達成度を測定し、その達成状況を総合的に評価しました。また、実施事業区分の達成度は、個別の実施事業の達成状況を総合的に評価しました。事業実施区分及び推進施策の達成度は、次のとおりです。

第2次山梨県社会福祉協議会強化発展計画 延長計画 推進施策達成度

推進施策	達成度	実施事業区分	達成度	実施事業	達成度
地域住民本位の 地域福祉活動の実践	B	市町村社協への支援	B	市町村社協への支援	B
				住民主体の相互扶助の仕組みづくり	U
				日常生活自立支援事業の充実・強化	B
		相談機能の充実・強化	A	相談態勢の強化と相談関係機関との連携強化	A
当事者目線に立った 福祉人材の養成・確保	A	福祉・介護人材の確保	B	福祉・介護人材の確保	B
		社会福祉事業従事者の定着支援	A	社会福祉事業従事者の定着支援	A
		社会福祉研修事業の充実	A	社会福祉研修事業の充実	A
		指定管理事業の実施・検討	A	指定管理事業(介護実習普及センター)の実施・検討	A
多様な団体等との 連携協働・支援	A	地域における公益的な活動の推進	B	社会福祉法人等の地域における公益的な取り組みの推進	B
		ボランティア活動の推進	A	新たな山梨県ボランティアセンター拠点整備を通じたボランティア活動の推進	A
		各種別協議会との連携協働	A	団体事務局との連携強化	A
		民間募金等への対応	A	共同募金活動等への協力	A
県社協基盤の 充実・整備	C	経営マネジメント機能の充実強化	A	理事会・評議員会の見直し	A
				正副会長会議等の充実強化	A
		財政基盤の強化	A	財政基盤の整備	A
				基本財産の適正管理	A
		組織強化に向けた取り組み	C	計画的・効率的な業務執行	B
				事務局強化に向けた取り組み	C
職員提案型事業の実施	D				
情報発信機能の充実強化	C	情報発信機能の強化	C		
災害時における対応力の強化	D	「山梨県災害救援ボランティア本部」機能の強化	D		

- 推進施策4施策の達成状況は、A評価が2施策（50%）、B評価が1施策（25%）、C評価が1施策（25%）でした。A評価とB評価の合計で75%となり、おおむね計画どおりの実績を上げたと評価できます。
- C評価となった「県社協基盤の充実・整備」については、実施事業区分の「組織強化に向けた取り組み」、「情報発信機能の充実強化」及び「災害時における対応力の強化」がCあるいはD評価によるものです。
- 「組織強化に向けた取り組み」の評価については、計画では職員の階層別研修や職員提案型事業を企画・実施するとしていましたが、平成28、29年度に大量の正規職員の退職、採用（計8名、正規職員の4割）があり正規職員の階層別構成が大きく変化したため、これらの企画・実施を見合わせたことによるものです。
- 「情報発信機能の充実強化」については、計画ではホームページの改良、SNSの導入などを行うとしていましたが、ホームページでは一部の課所での改良にとどまったこと、SNSの導入では本会全体でフェイスブックを導入しましたが、活用が課所により差があったことによるものです。
- 「災害時における対応力の強化」については、計画では県災害救援ボランティア本部と市町村災害ボランティアセンターの合同設置・運営訓練や職員の災害時対応訓練を行うとしていました

が、山梨県主催の地震防災訓練には、一部の職員が参加してきたものの、本会が策定した「山梨県災害救援ボランティア本部設置・運営マニュアル」に基づく訓練は未実施でした。これは、当時のマニュアルには災害時に実施する具体的業務内容が定められていないことから、訓練が実施できなかったことによるものです。このため、令和元年10月にマニュアルを全面改定し、具体的活動内容を定め、令和2年度には訓練を実施しました。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、市町村と連携した訓練は実施せず、本部事務局内の訓練のみとしました。

- また、推進施策「地域住民本位の地域福祉活動の実践」のうち「地域福祉活動の担い手の確保」がC評価になっています。これは、計画ではシルバー世代の活躍の場をつくるために、県の補助事業と連動して定年退職者等のボランティア体験出張事業を実施するとしていましたが、県の補助事業の見直しにより実施困難となったことによるものです。

(2) 取り組みの方向性

- 総括的評価のとおり、前計画の推進施策はおおむね計画どおり進捗しましたが、本会の経営理念「人と人とが支えあい、認めあいながら、だれもがその人らしく地域で安心して生活できる、福祉文化の創造」の実現については、十分達成したとは言えず、こ

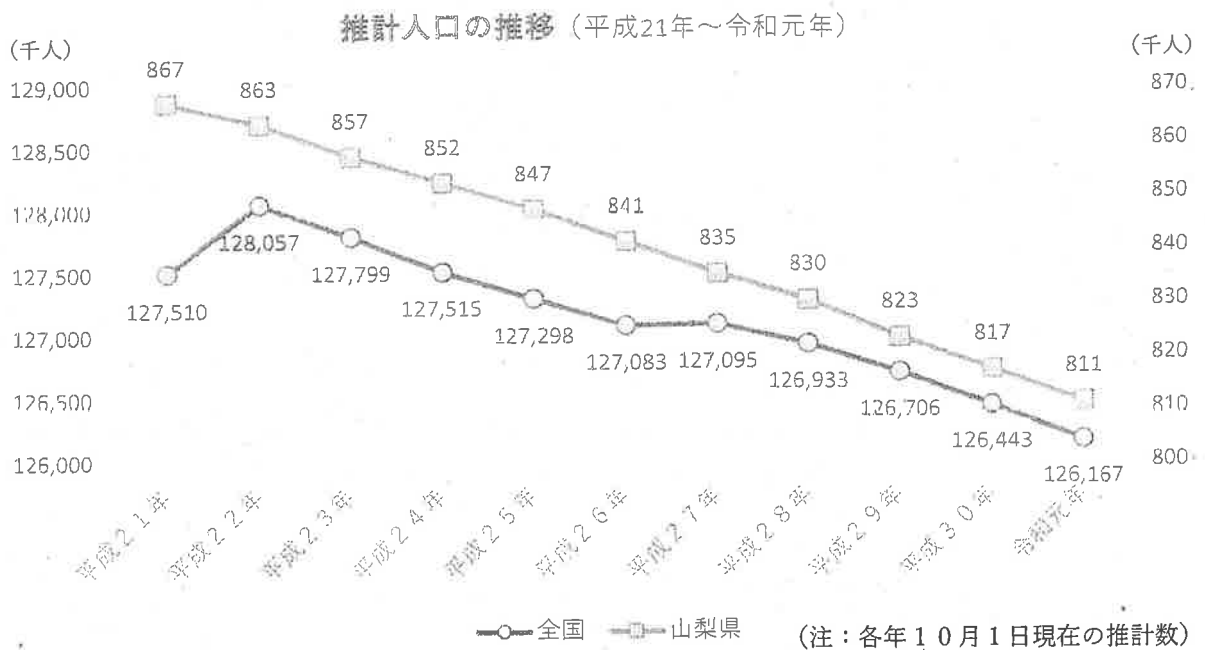
れからも取り組みを進めていく必要があります。このため、基本的には前計画での取り組みを新計画へ継続することとします。ただし、具体的な施策・事業の立案にあたっては、現在の地域福祉を取り巻く現状と課題、社会福祉の政策動向等を踏まえ適宜見直しを行い、より効果的、効率的なものとしします。

- また、前計画の中で取り組みが進まなかった「組織強化に向けた取り組み」、「情報発信機能の充実強化」等については、いずれも本会にとっては重要な課題であることから、新計画においても重点的に取り組む必要があります。

第3章 地域福祉を取り巻く現状と課題

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

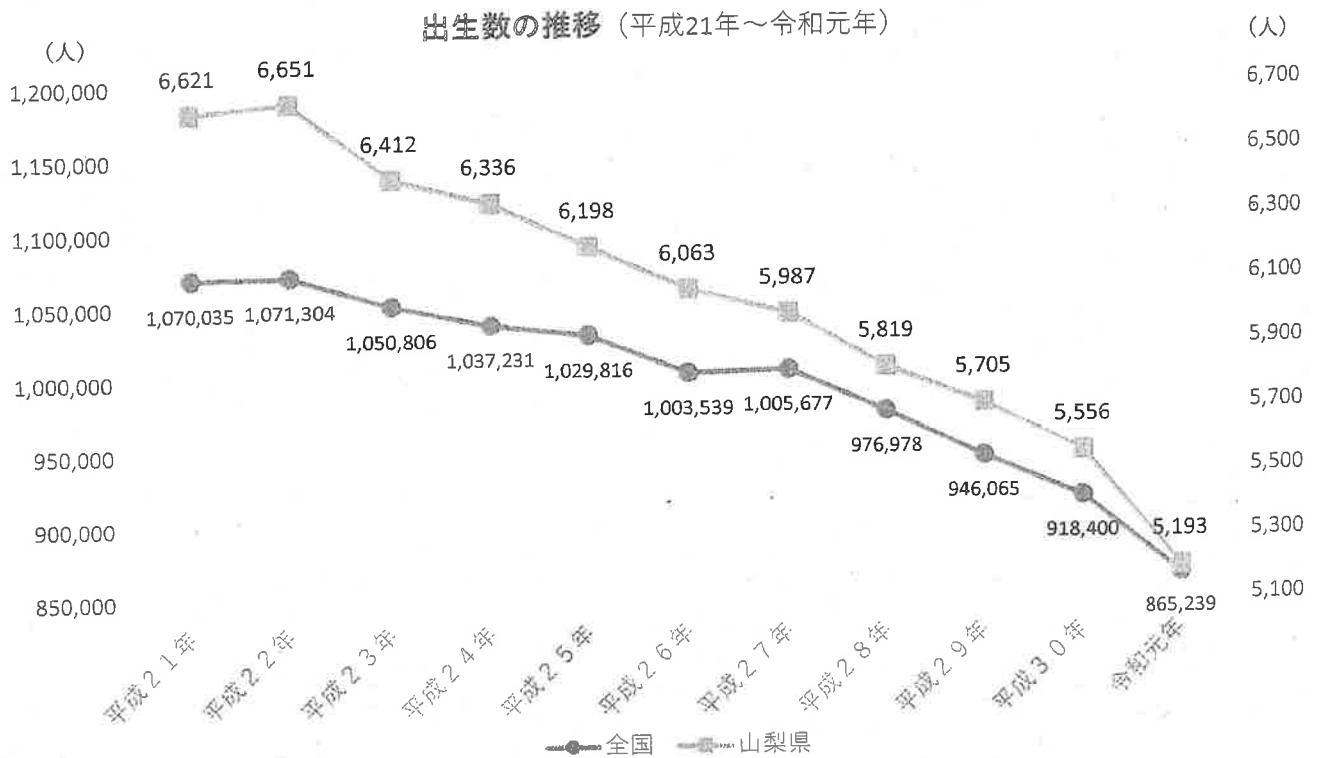
- 日本の人口は、平成20年をピークに減少局面に入っています。総務省の「人口推計」によると、令和元年10月1日現在の総人口は1億2,616万7千人となっています。本県の人口は、平成12年をピークに減少に転じ、令和元年10月1日現在、81万1千人となっています。



出典：総務省「人口統計」

- 全国的に出生数も減少しています。厚生労働省の「令和2年人口動態統計（確定数）」によると、令和元年の1年間に生まれた子どもの数は、全国で86万5,239人、本県で5,193人となり、

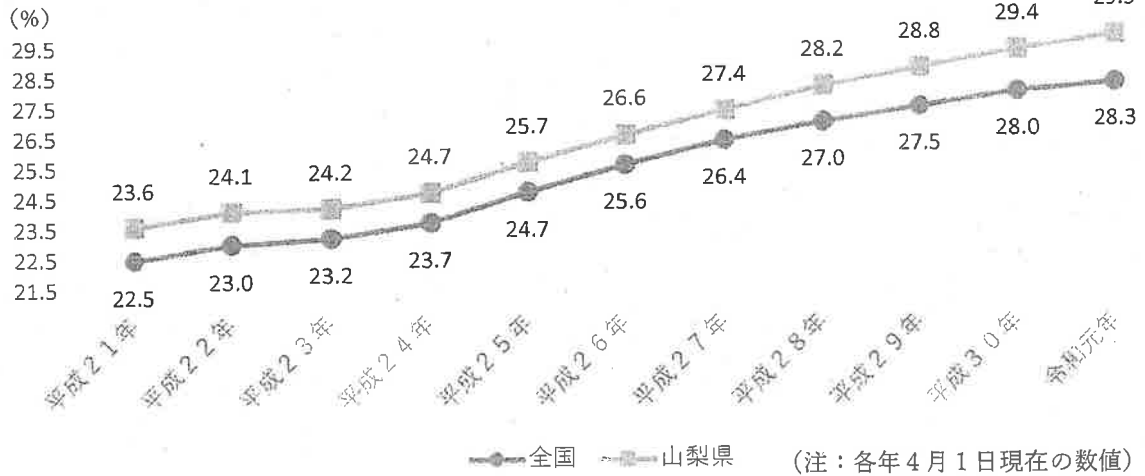
ともに9年連続での減少となっています。



出典：厚生労働省「人口動態統計（確定数）」

- 高齢化も進んでいます。全国の高齢化率は、総務省の「人口推計」によると、令和元年4月1日現在で28.3%、本県の高齢化率は、県が独自に実施している「高齢者福祉基礎調査」によると、令和元年4月1日現在で29.9%と、ともに上昇を続けています。本県の高齢化率は全国より1.6ポイント高く、全国より早く高齢化が進んでいます。

高齢化率の推移 (平成21年～令和元年)



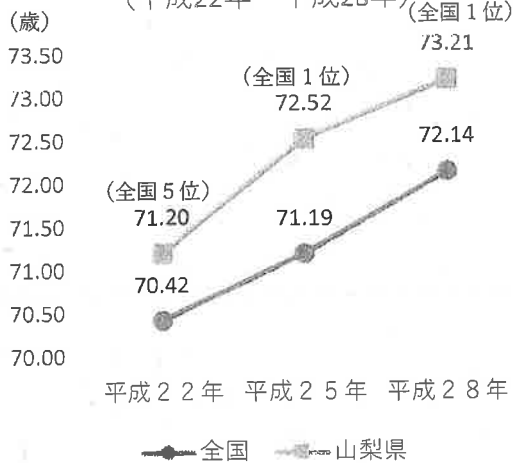
出典：総務省「人口推計（確定数）」

出典：山梨県「高齢者福祉基礎調査」

一方、健康寿命も伸びています。厚生労働省の最新（平成28年）の算定によると、全国の男性72.14歳、女性74.79歳、本県の男性73.21歳、女性76.22歳と前回算定より伸びています。なお、男性は全国第1位、女性は全国第3位となっています。

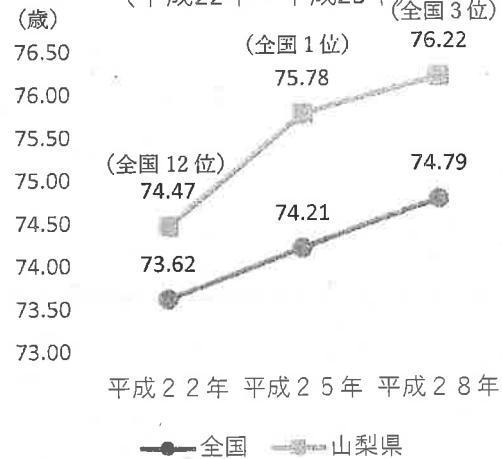
男性の健康寿命の推移

(平成22年～平成28年) (全国1位)



女性の健康寿命の推移

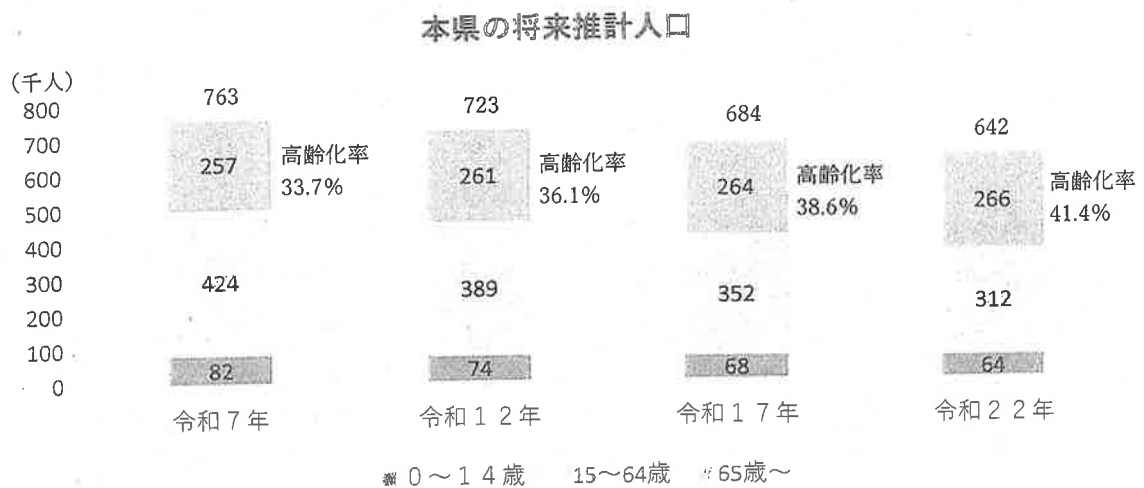
(平成22年～平成28年) (全国3位)



注：健康寿命は厚生労働省が「国民生活基礎調査」等をもとに3年ごとに算定・公表している。

○ 本県の将来推計人口について、国立社会保障・人口問題研究所の

「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」によると、総人口は令和7年の76万3千人から令和22年には64万2千人に減少するのに対し、高齢者人口は25万7千人から26万6千人に増加し、高齢化率も33.7%から41.4%に増加すると見込まれています。また、15歳から64歳までの生産年齢人口は、42万4千人から31万2千人に減少すると見込まれています。



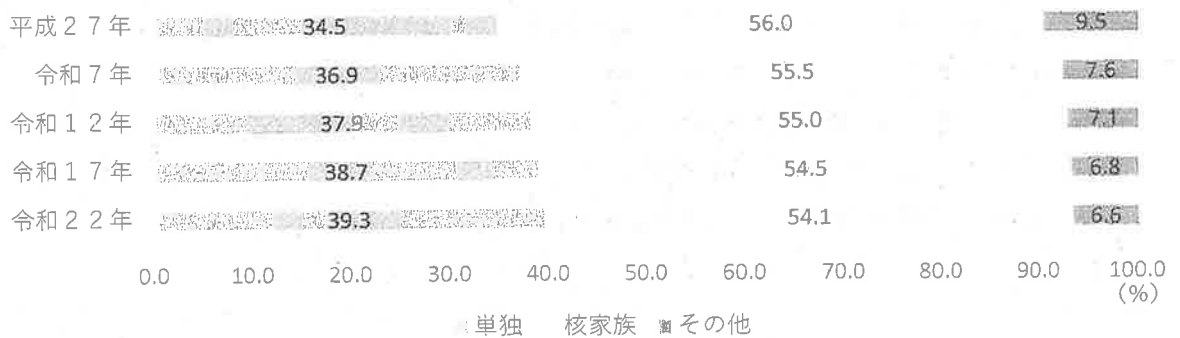
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

- 今後、人口減少、少子高齢化がさらに進むことで、社会保障制度の維持が困難となり、保険料等負担の増大が懸念されます。また、医療介護需要が増加し、これら現場の人材不足が危惧されます。一方、生産年齢人口は減少するため女性や高齢者の就業率の一層の向上が求められます。本県の健康寿命は全国トップクラスであり、豊富な経験や知恵を持ち、高いポテンシャルを秘めた高齢者や障害のある人など、多様な人材が多いので、その活躍が期待されます。

(2) 世帯・家族、つながりの変化

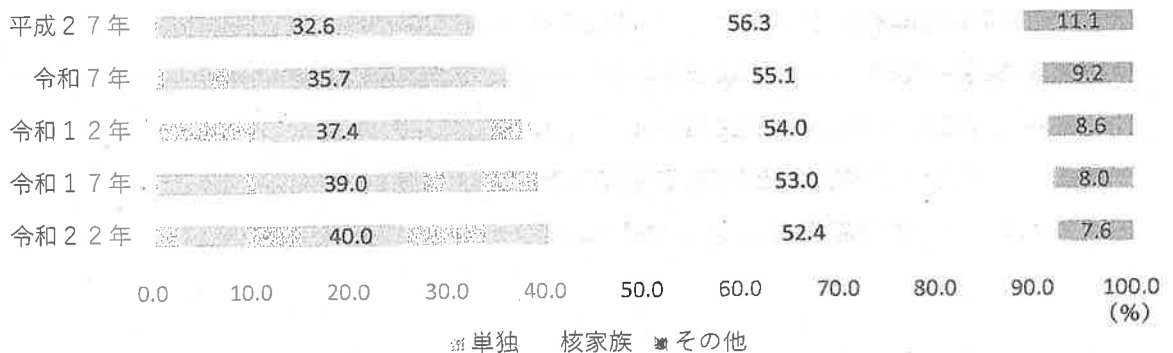
- 人口減少や少子高齢化が進む中、生活の単位である世帯や家族の構成にも変化が生じています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計（平成30年全国推計）」によると、世帯総数に占める単独世帯の割合は、平成27年の34.5%から令和22年には39.3%になるとされています。また、世帯主が65歳以上の世帯に占める単独世帯の割合は、平成27年の32.6%から令和22年には40.0%になると見込まれています。

世帯構成の将来推計



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（平成30年全国推計）」

世帯主が65歳以上の世帯に占める単独世帯の将来推計



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（平成30年全国推計）」

- 日常生活における人とのつながりや支え合いの状況について、国立社会保障・人口問題研究所の「平成29年 生活と支え合いに関する調査」をもとにみると、「日頃のちょっとした手助けで頼れる人がいるか」では、「いる」が全体で85.2%ですが、高齢単独男性世帯と非高齢単独男性世帯では、それぞれ54.5%、58.2%と低くなっています。

「日頃のちょっとした手助け」で頼れる人がいる割合

世帯累計		いる	いない	人に頼らない
全体		85.2%	7.4%	7.4%
子どもがいない世帯	単独世帯			
	高齢単独男性世帯	54.5%	30.1%	15.4%
	高齢単独女性世帯	79.7%	9.1%	11.1%
	非高齢単独男性世帯	58.2%	22.7%	19.1%
	非高齢単独女性世帯	83.3%	10.1%	6.6%
	夫婦のみ世帯			
	夫婦ともに高齢者世帯	85.3%	7.0%	7.7%
	夫婦の一方が高齢者世帯	83.8%	6.3%	9.9%
	夫婦ともに非高齢者世帯	85.4%	6.6%	8.0%
	その他			
高齢者のみ世帯	87.3%	10.1%	2.6%	
高齢者以外も含む世帯	86.8%	6.0%	7.1%	
子どもがいる世帯	二親世帯（三世代）	93.5%	3.0%	3.5%
	二親世帯（二世代）	89.3%	5.1%	5.6%
	ひとり親世帯（二世代）	83.5%	11.5%	5.0%

出典：国立社会保障・人口問題研究所「平成29年 生活と支え合いに関する調査」

また、「子ども以外に介護や看病で頼れる人がいるか」では、「いる」が全体でも64.1%と低くなり、高齢単独男性世帯と非高齢単独男性世帯で、それぞれ30.6%、37.5%とさらに低くなっています。また、ひとり親世帯も49.0%と低くなっています。

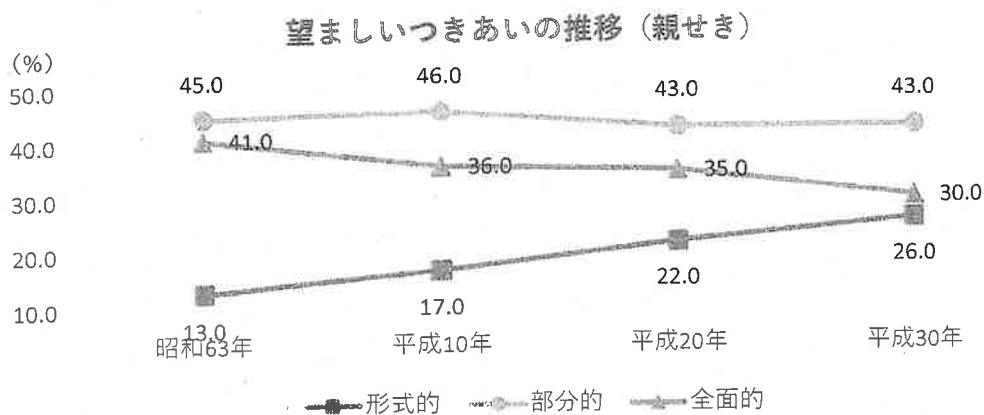
「子ども以外に介護や看病」で頼れる人がいる割合

世帯累計		いる	いない	人に頼らない	
全体		64.1%	27.6%	8.3%	
子どもがいない世帯	単 独 世 帯	高齢単独男性世帯	30.6%	58.2%	11.2%
		高齢単独女性世帯	42.0%	45.1%	12.9%
		非高齢単独男性世帯	37.5%	44.4%	18.1%
		非高齢単独女性世帯	56.0%	26.8%	17.2%
	夫 婦 の み 世 帯 そ の 他	夫婦ともに高齢者世帯	62.2%	30.7%	7.1%
		夫婦の一方が高齢者世帯	65.7%	22.9%	11.4%
		夫婦ともに非高齢者世帯	69.7%	22.1%	8.2%
		高齢者のみ世帯	67.1%	31.0%	1.9%
		高齢者以外も含む世帯	64.9%	26.9%	8.2%
		子どもがいる世帯	二親世帯（三世代）	76.5%	18.9%
二親世帯（二世帯）	71.4%	21.7%	6.9%		
ひとり親世帯（二世帯）	49.0%	41.7%	9.3%		

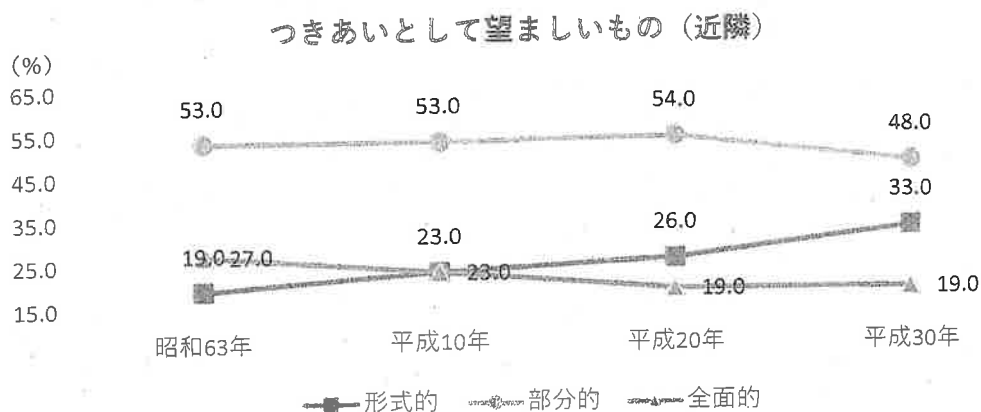
出典：国立社会保障・人口問題研究所「平成29年 生活と支え合いに関する調査」

今後、高齢化の進行に伴い、「日頃のちょっとした手助けが得られない」や「介護や看病で頼れる人がいない」など、生活の支えが必要な高齢者世帯が増加していくことが予想されます。

- 一方、身近なつながりや支え合いの基盤となる親せきや近隣とのつきあいとして望ましいと考えるものの状況について、NHK放送文化研究所の「日本人の意識調査（平成30年）」をもとにみると、親せき、近隣いずれにおいても、「なにかにつけ相談したり、助け合えるようなつきあい（全面的つきあい）」を望ましいとする割合が減少し、「一応の礼儀を尽くす程度のつきあい（形式的つきあい）」を望ましいとする割合が増えています。



出典：NHK 放送文化研究所「日本人の意識調査（平成30年）」



- ※ 形式的つきあいの定義：一応の礼儀を尽くす程度のつきあい
- 部分的つきあいの定義：気軽に行き来できるようなつきあい
- 全面的つきあいの定義：なにかにつけ相談したり、助け合えるようなつきあい
- ※ 調査は5年ごとに実施

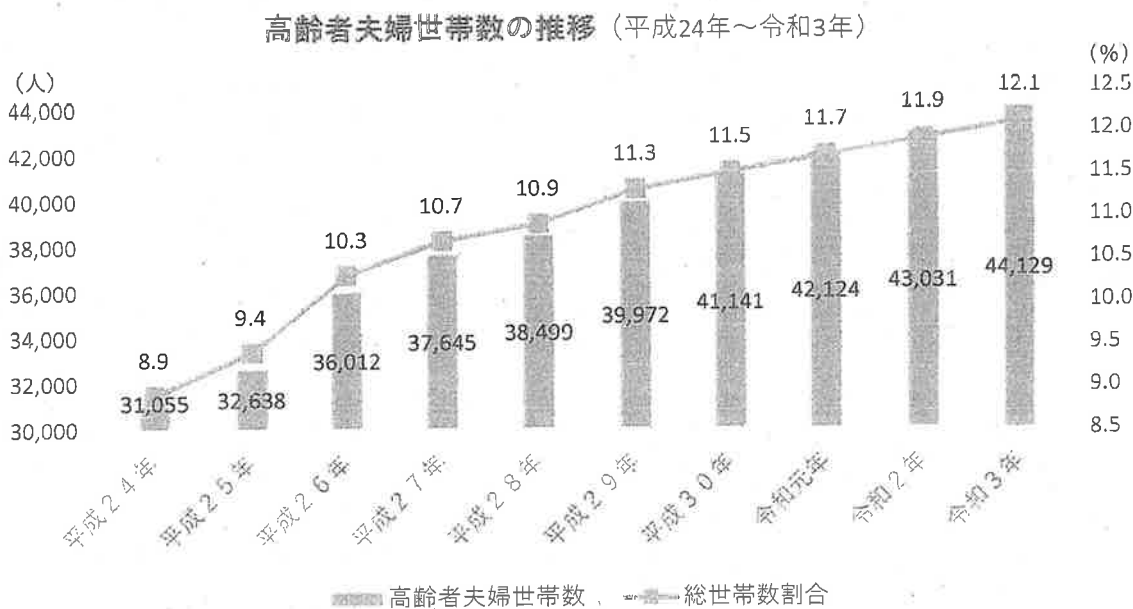
出典：NHK 放送文化研究所「日本人の意識調査（平成30年）」

また、地域における具体的なつながりの場である自治会や町内会等の加入率も、都市部を中心に低下してきているといわれています。今後、人口減少により地域社会が縮小していくことが見込まれる中で、新たなつながりや支え合いを構築していく必要があります。

(3) 地域における主な福祉課題

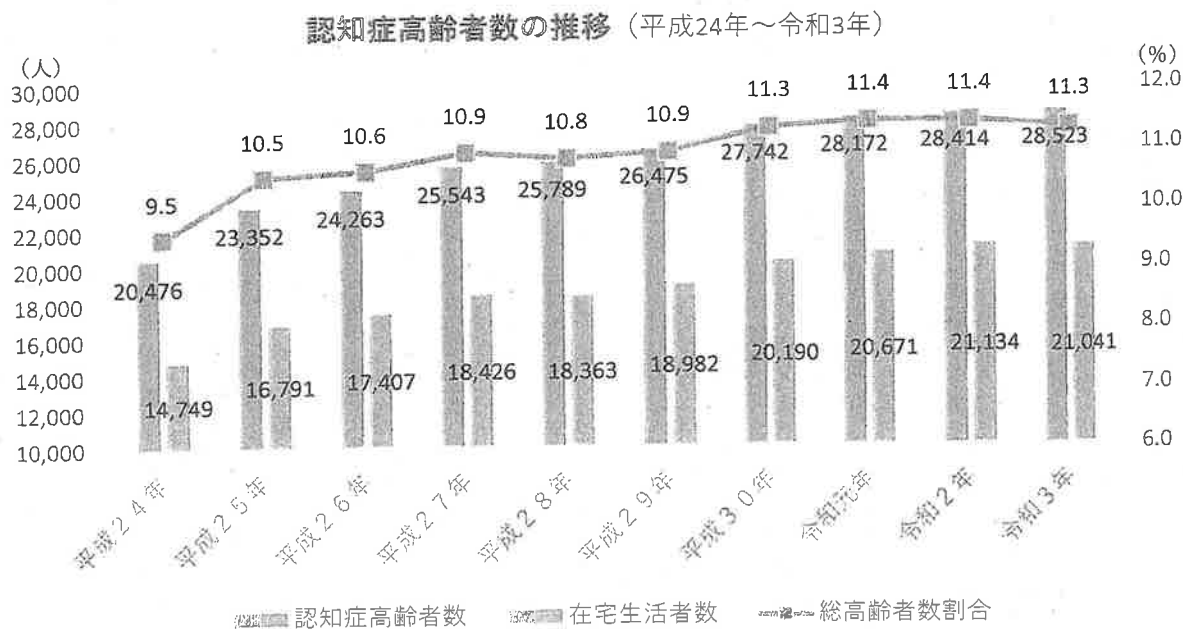
①高年齢者世帯・老老介護等の増加

- 県の「令和3年度 高齢者福祉基礎調査」によると、本県の令和3年4月1日現在の総世帯数は365,554世帯で、そのうち夫婦とも65歳以上の高齢者夫婦世帯は44,129世帯、総世帯数の12.1%を占めています。



出典：山梨県「高齢者福祉基礎調査」

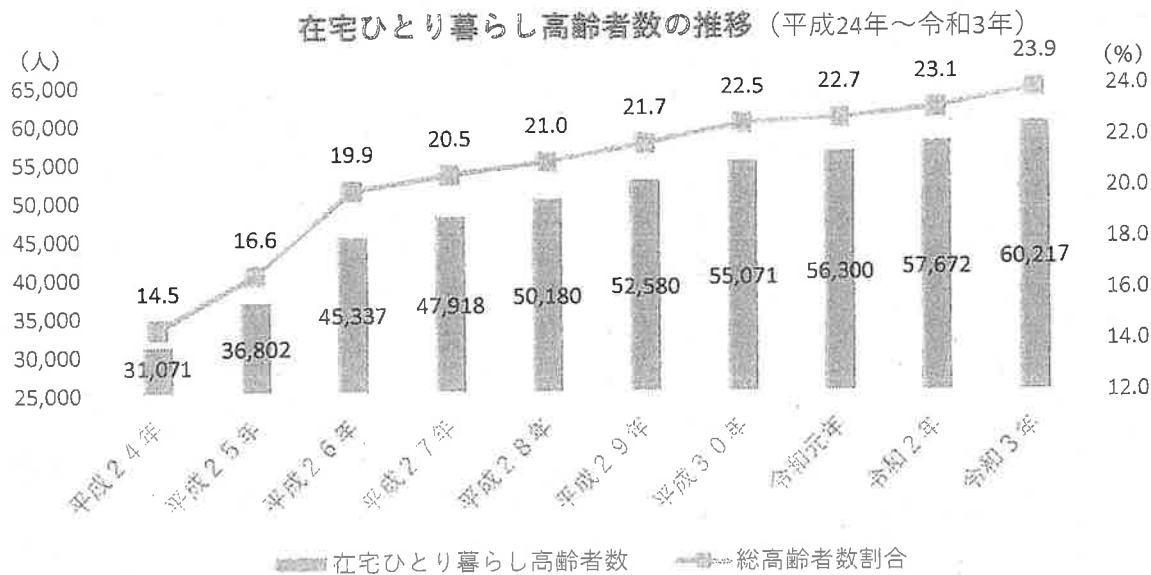
また、本県の認知症高齢者数は28,523人で、高齢者人口全体の11.3%を占めており、うち21,041人が在宅で生活しています。



出典：山梨県「令和3年度 高齢者福祉基礎調査」

- こうした中、高齢者が高齢者を介護する状態、いわゆる「老老介護」の問題を抱える世帯も増加する傾向にあります。さらに、世帯が抱える介護負担の増大要因として、ひとりで複数人の介護を迫られる「多重介護」や子育てと介護を同時期に行わねばならない「ダブルケア」の問題も指摘されています。

また、本県の在宅ひとり暮らし高齢者は60,217人、高齢者人口比23.9%であり、高齢者夫婦世帯、在宅ひとり暮らし高齢者とも、その数は年々増えています。施設整備の充実と併せ、地域で支える福祉コミュニティの力が求められています。



出典：山梨県「令和3年度 高齢者福祉基礎調査」

②福祉・介護人材の不足

- 介護・保育等の福祉事業所の有効求人倍率は毎年高止まりの状況にあり、福祉業界における人材不足は顕著になっています。

厚生労働省の「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」によれば、本県の必要数は、令和7年度に15,264人、令和22年度には16,904人とされ、現状推移のシナリオと比較すると、それぞれ577人、1,424人不足するとされています。国は、総合的な介護人材確保対策として、介護職員の処遇改善や多様な人材の確保・育成、外国人材の受け入れ環境整備などを進めていますが、将来に向けて需給バランスを確保するためには、一層の取り組みの強化が必要とされています。

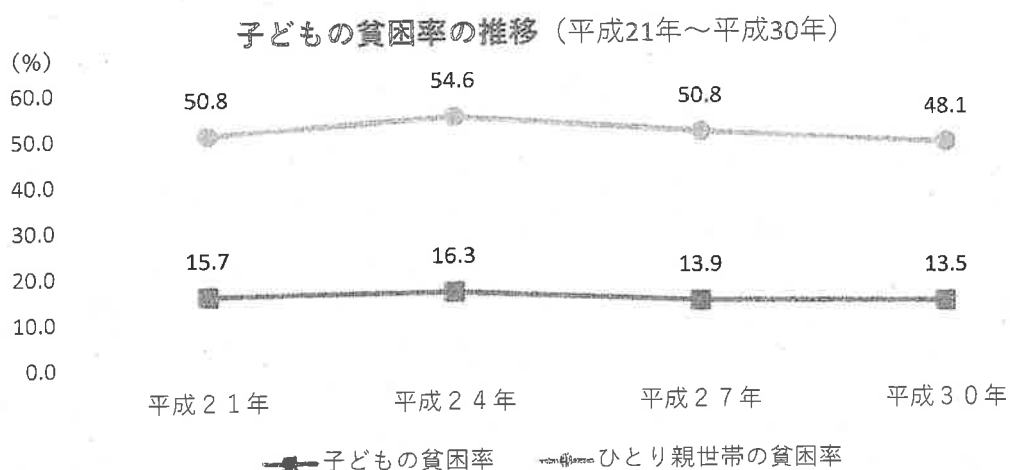
本県の介護職員必要数

令和元年度	令和7年度			令和22年度		
	必要数	現状推移シナリオによる介護職員数	不足数	必要数	現状推移シナリオによる介護職員数	不足数
13,689人	15,264人	14,687人	577人	16,904人	15,480人	1,424人

出典：厚生労働省「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」

③子どもの貧困

- 厚生労働省の「令和元年度 国民生活基礎調査」によると、全国の平成30年の子どもの貧困率は13.5%と、約7人に1人が平均的な生活水準の半分以下の生活をしています。また、母子家庭など大人が1人で子どもを育てる世帯の貧困率は48.1%であり、約半数が貧困状態にあります。



注：国民生活基礎調査は3年ごとに実施

出典：厚生労働省「令和元年度 国民生活基礎調査」

一方、平成29年度に県が行った「やまなし子どもの生活アンケート」によると、本県の子どもの貧困率は10.6%でした。しかし、こうした数値は、新型コロナウイルスが感染拡大する以前のものであり、コロナ禍における不安定な雇用情勢等を勘案すれば、さらなる状況の悪化も危惧されるところです。

こうした子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、人間関係の希薄さや学校、地域からの孤立、学習を含めた様々な体験機会の喪失につながることで指摘されています。このため、県は具体的な対策として、令和2年に改定した「やまなし子どもの貧困対策推進計画」の中で、教育支援や保護者への就労支援、経済的支援を県民総ぐるみで行う必要性を示しています。

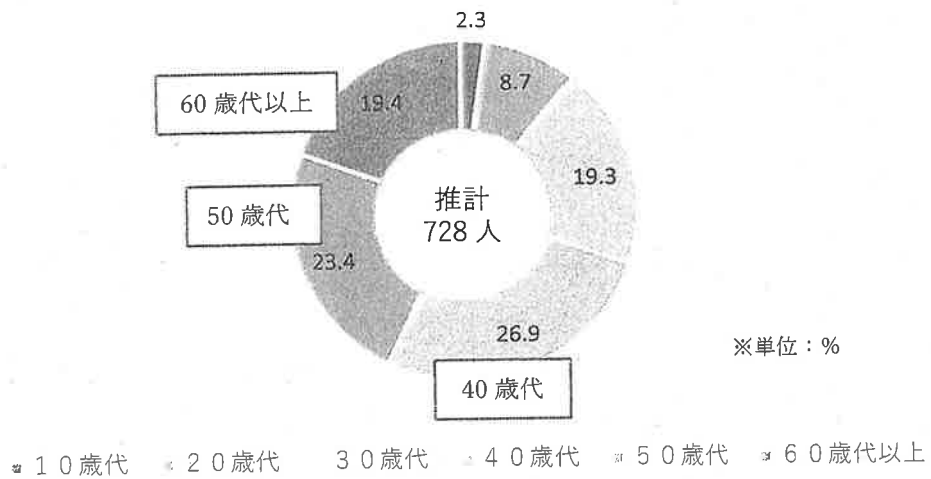
④ひきこもり・8050問題

- 県が令和2年度に行った「ひきこもりに関する調査」によると、おおむね15歳以上で「ひきこもりの状態」にある者は、県内に728人いると推計され、そのうち40歳代が最も多く、次いで50歳代、60歳代以上となっており、40歳代以上が全体の約7割を占めています。

※ひきこもりの定義：おおむね15歳以上で、次に該当する者

- ①社会的参加ができない状態が6か月以上続いていて、自宅にひきこもっている状態の者
- ②社会的参加ができない状態が6か月以上続いていて、時々買い物などに外出することがある者

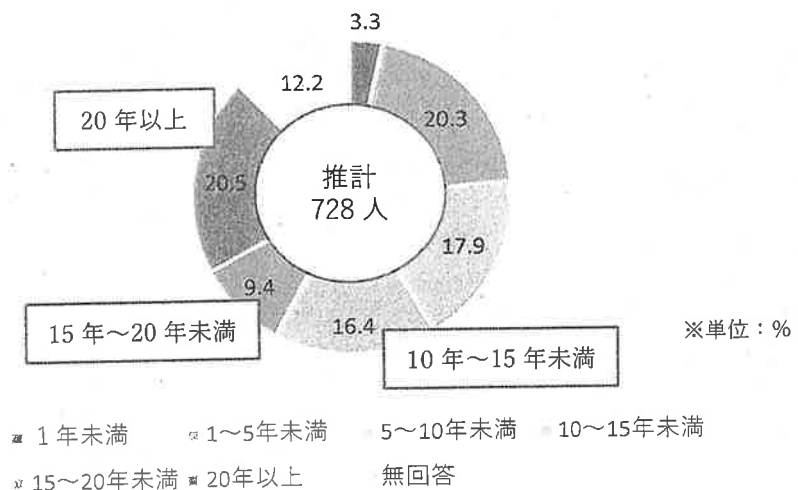
本県のひきこもり該当者の年代別状況



出典：山梨県「ひきこもりに関する調査」

また、ひきこもりの状態にある期間は、「10年以上」の者が全体の約5割となっています。従来、ひきこもりは青少年・若年層に多い問題と考えられてきましたが、その高年齢化・長期化という問題が浮かび上がってきました。

本県ひきこもり者のひきこもりの状態にある期間

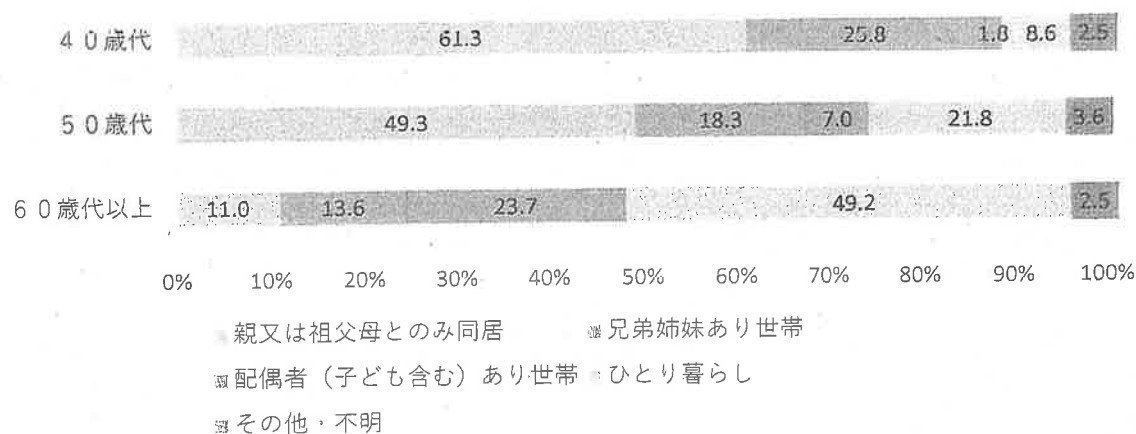


出典：山梨県「ひきこもりに関する調査」

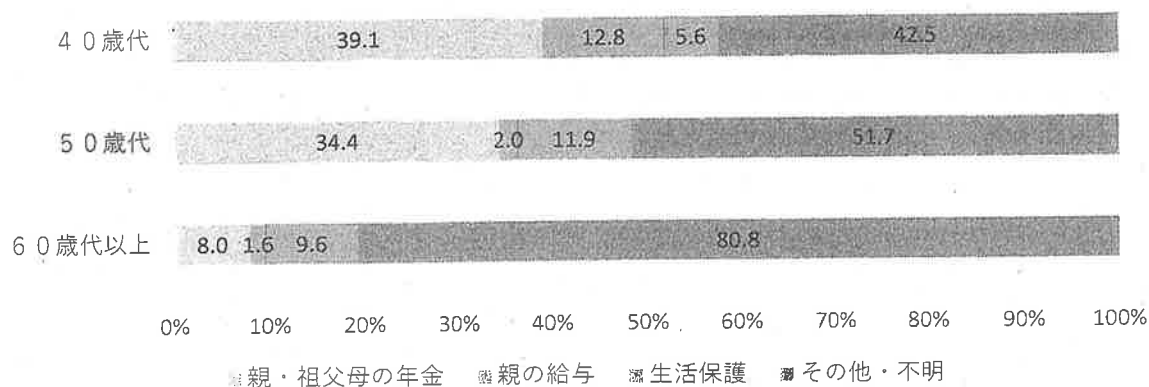
○ さらに、40歳代、50歳代の約半数が「親又は祖父母とのみ同

居」しており、家庭の主な収入は、「親・祖父母の年金」が4割近くという状況です。50歳代前後で働いていない独身の子どもを80歳代前後の高齢の親が養い続けている「8050問題」に陥る可能性の高い世帯が相当数あると推測されます。こうした家庭は、いったん経済的な問題や健康問題が生じれば、世帯内のバランスが崩れ、世帯全体が困窮する可能性が高く、社会的にも孤立しやすいという問題があります。

本県の40歳代以上ひきこもり者の同居者



本県の40歳代以上ひきこもり者の収入



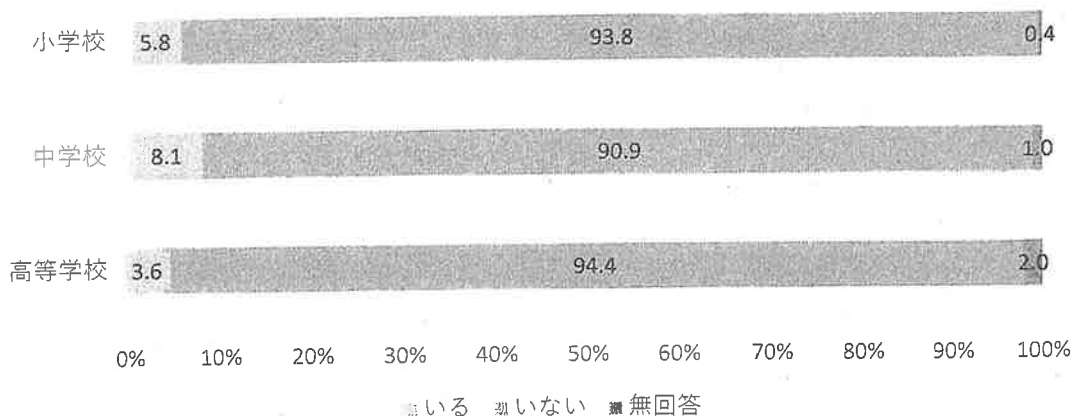
出典：山梨県「ひきこもりに関する調査」

⑤ヤングケアラー問題等

○ 近年、注目を集める福祉課題として、ヤングケアラーの問題があります。ヤングケアラーとは、大人が担うような家事や、病気、障害のある家族の介護を日常的に行う18歳未満の子どものことで、自由な時間が取れず、人間関係の構築や学業、進路に影響があり、健全な発育を阻むと指摘されています。

県が令和3年7月に行った「ヤングケアラーの実態に関する調査」によると、県内の小学生（6年生）の5.8%、中学生の8.1%、高校生の3.6%が家族の世話をしながら学校に通っていることが明らかとなりました。

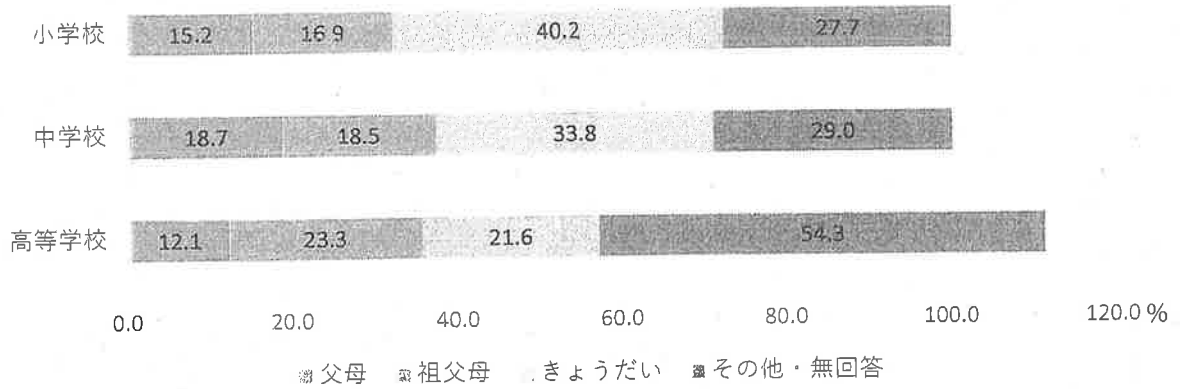
本県の世話をしている家族がいる小中高生



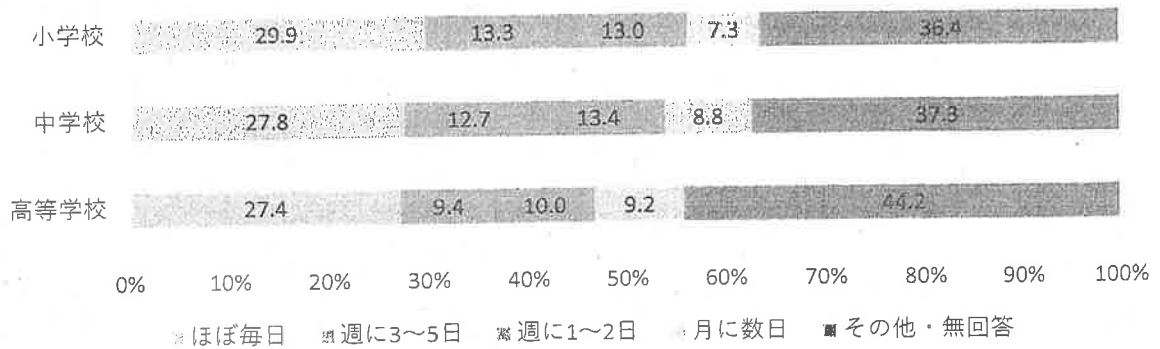
出典：山梨県・山梨県教育委員会「ヤングケアラーの実態に関する調査」

世話をする相手は、きょうだいの割合が最も高く、世話の頻度はほぼ毎日、世話に費やす時間は3時間未満が最も多くなっています。

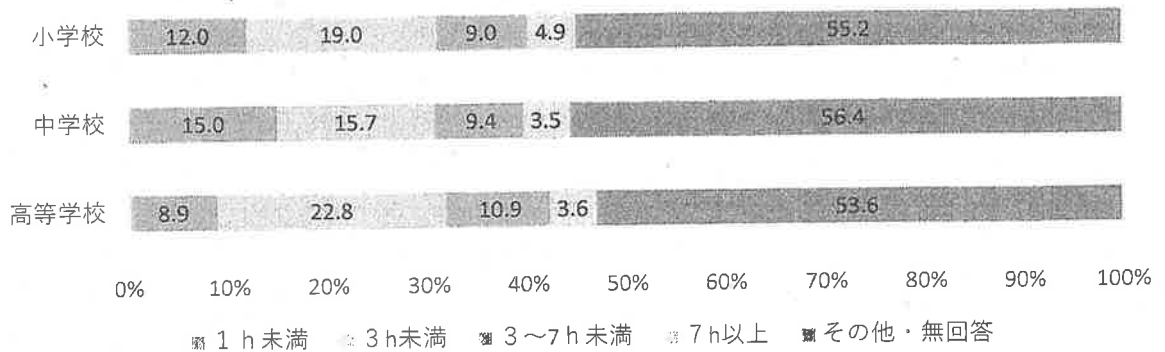
世話をしている家族（複数回答）



世話をしている頻度



1日あたり世話に費やす時間



出典：山梨県・山梨県教育委員会「ヤングケアラーの実態に関する調

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることから表面化しづらく、また、社会的認知度も低いいため、周囲の大人のみならず、子ども自身や家族さえも自覚がないといった課題があります。

- これらの福祉課題のほかにも、私たちが暮らす地域には、高齢者、障害者、児童に対する虐待やいじめ、自殺など様々な課題があります。また近年、8050問題やヤングケアラー問題など複雑化・複合化した生活課題が増加しています。このような課題を抱える人々には、従来の制度では十分な支援ができないため、当事者本人だけでなく世帯の観点からの生活、住まい、医療、就労、教育等の包括的な支援体制が必要とされています。

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大による影響

- 新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に国内初の患者が確認されて以降、急速に国内に拡大しました。同年4月全国に初めての「緊急事態宣言」が発出され、社会・経済活動が大きく制約されるとともに、「会う」「集う」といった人と人との「つながり」を保つ手段が制限されることとなりました。その後も感染状況は刻々と変化し、緊急事態宣言等の対応を繰り返すなど、感染症との闘いは今なお続いています。

《生活困窮者の急増》

度重なる外出の自粛、移動制限、飲食店を中心とした営業時間の短縮等の影響による解雇や離職、収入減少から日々の生活に困窮する人たちが急増しています。本県における生活福祉資金特例貸付の申込実績は、令和2年3月末の貸付開始以来、令和4年1月末時点で、22,697件、84億6,342万円となっています。申込受付期間が延長されていることからさらに増えていくことが予想されます。今後は、これら多くの人々の自立に向け様々な機関と連携・協働して生活支援を継続していくとともに、この巨額にのぼる債権管理を適正に行っていく必要があります。

《福祉現場への影響》

新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域におけるふれあいサロンや見守り活動等が休止や延期になるなど、福祉活動やボランティア活動に大きな影響が出ています。また、自粛生活により、高齢者の身体機能が低下するとともに、交流機会が減少し、認知機能の低下が進行することが懸念されています。基本的な感染防止対策に十分留意した活動方法を定着させるとともに、SNSなども活用しながらつながり、支え合い、交流できる機会を確保していくことが必要です。

- 「令和3年版 厚生労働白書」によれば、新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性や若者を中心に自殺者が増加しているほか、DV、児童虐待等が増加したり、深刻化することが懸念されています。地域における様々なネットワークを総動員して、必要な相談・支援につなげていく必要性が指摘されています。

(5) 大規模・広域化する自然災害とボランティア活動

- 近年、国内では、平成28年の熊本地震、平成30年の西日本豪雨、令和元年の台風15号による暴風被害および台風19号による千曲川など河川氾濫、さらに令和3年には、熱海市をはじめ全国各地で集中豪雨による浸水被害、土砂災害が発生するなど、大規模で広域的な災害が毎年のように頻発しています。

災害救助法が適用された近年の災害一覧

年度	災害の内容	災害救助法適用都道府県
平成28年度	平成28年熊本地震	熊本県(全市町村)
	平成28年台風第10号	北海道(1市17町2村) 岩手県(5市4町3村)
	平成28年鳥取中部地震	鳥取県(1市3町)
	平成28年糸魚川市大規模火災	新潟県(1市)
平成29年度	平成29年7月九州北部豪雨	福岡県(1市1町1村) 大分県(2市)
	平成29年7月22日からの大雨	秋田県(1市)
	平成29年台風第18号	大分県(2市)
	平成29年台風第21号	三重県(1市1町) 京都府(1市) 和歌山県(1市)
	平成30年2月4日からの大雪	福井県(7市2町)
	平成29年度豪雪	新潟県(4市1町)
平成30年度	平成30年大阪北部地震	大阪府(12市1町)
	平成30年7月豪雨	岐阜県(13市6町2村) 京都府(6市3町) 兵庫県(9市6町) 鳥取県(1市9町) 島根県(1市1町) 岡山県(14市6町1村) 広島県(10市3町) 山口県(1市) 愛媛県(5市2町) 高知県(4市2町1村) 福岡県(2市)
	平成30年8月30日からの大雨	山形県(1市3町3村)
	平成30年北海道胆振東部地震	北海道(全市町村)
令和元年度	令和元年8月の前線に伴う大雨	佐賀県(10市10町)
	令和元年台風第15号に伴う停電	千葉県(25市15町1村)
	令和元年台風第15号に伴う災害	東京都(1町)
	令和元年台風第19号に伴う災害	岩手県(6市5町3村) 宮城県(14市20町1村) 福島県(13市30町12村) 茨城県(23市6町) 栃木県(13市8町) 群馬県(12市12町5村) 埼玉県(21市18町1村) 東京都(7区17市3町1村) 神奈川県(11市7町1村) 新潟県(3市) 山梨県(10市6町4村) 長野県(16市14町14村) 静岡県(1市1町)

出典：内閣府「災害救助法の概要」(令和2年度)

こうした自然災害が多発する中、「ボランティア元年」と言われた阪神・淡路大震災以来、被災者の支援を目的とした災害ボランティア活動が、災害の起きる度に活発となってきました。そのため、災害ボランティアの受け入れや派遣の調整窓口となる都道府県・市町村社会福祉協議会が開設する災害救援ボランティア本部・災害ボランティアセンターの役割は、ますます重要度を増しており、被災者支援のためのさらなる機能の充実が必要とされてきました。

近年の災害ボランティア活動状況例（令和元年台風15号及び第19号に伴う災害）

被災地		災害ボランティアセンター設置自治体	ボランティア活動者数
千葉県	25市15町1村	20市7町	32,578人
東京都	7区17市3町1村	2区5市1町	3,518人
岩手県	6市5町3村	3市3町3村	6,478人
宮城県	14市20町1村	4市7町	25,090人
福島県	13市30町12村	10市5町1村	26,374人
茨城県	23市6町	4市1町	12,647人
栃木県	13市8町	8市2町	26,619人
群馬県	12市12町5村	3市2町2村	2,014人
埼玉県	21市18町1村	6市1町	7,141人
神奈川県	11市7町1村	2市	4,763人
新潟県	3市	1町	56人
山梨県	10市6町4村	なし	—
長野県	16市14町14村	7市3町1村	72,131人
静岡県	1市1町	1市3町	810人
計	380自治体	118自治体	220,219人

※ ボランティア活動者数は延べ人数

出典：全社協「災害ボランティアセンター等におけるボランティア活動者数」

- このような中、本会では、令和元年度にこれまでの「山梨県災害救援ボランティア本部設置・運営マニュアル」を全面改定し、発災期や復旧期における組織体制と主な業務、各班の業務内容などに

ついて具体的にイメージができるよう整理しました。

また、令和2年度には、コロナ禍における山梨県災害ボランティア救援本部の在り方として、基本的な感染防止対策を踏まえたマニュアルに改定するとともに、市町村の災害ボランティアセンターにおける運営上の注意事項やボランティアの募集範囲などについても示したところです。

- 本県では、平成26年2月の大雪災害を除いては、近年大きな災害の発生はありません。しかし、これは決して本県が災害の起こりにくい県ということではなく、例えば、地震については、南海トラフ地震の向こう30年間における発生確率は70%を上回っていますし、台風についても、進路によっては、昭和34年、41年、57年のような大きな土砂災害や河川の氾濫が起こり得る可能性があります。また、本県は県土の約80%を山地がしめる山岳県であり、急峻な地形の箇所が多いことが特徴で、土砂災害の不安とはいつも隣りあわせです。

このように、ここ何年かは、たまたま大規模な災害が起こらなっただけであり、県内においても大きな災害が起こり得る危険性は十分にあることから、早急にしっかりとした準備をしておかなければなりません。山梨県災害救援ボランティア本部設置・運営マニュアルの随時見直し、職員研修や図上・実働訓練などを重ねながら本県の被災者支援体制のさらなる強化に取り組む必要があります。

第4章 社会福祉の政策動向

(1) 「地域共生社会」の実現

- 平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」には、「地域共生社会」の実現が盛り込まれ、2020年から2025年を目途として、「地域課題の解決力を強化する体制」と「総合的な相談支援体制」を構築していくこととされています。
- 「地域共生社会」とは、高齢者、障害者などの『縦割り』や『支える側』『支えられる側』という関係を超えて、すべての地域住民が地域づくりに参画し、社会とつながりを持ち、生きがいや役割を持って、助け合いながら暮らしていける社会を言います。
- 「地域共生社会」の実現に向けては、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりを支援することなどが示されていますが、その体制づくりの中心機関の一つに社会福祉協議会があげられています。

※ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）

（地域共生社会の実現）抜粋

子供・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉など地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

・地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNPOなどが中心となって、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、2020年～2025年を目途に

全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。

- ・ 育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。

- 厚生労働省は、「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、地域力強化検討会で具体的な検討をすすめ、平成28年12月に中間とりまとめを公表しました。これを踏まえ、社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進する体制づくり（包括的な支援体制の整備）が市町村の役割であることなどが定められました。また、平成29年9月の地域力強化検討会の最終とりまとめを踏まえ、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」を策定し公表しています。
- 現在、国をあげて進められている地域共生社会に向けた仕組みづくりは、これまで社会福祉協議会が取り組んできた方向性と合致するものであり、社会福祉協議会への地域住民の期待はより高まっていると考えられます。

(2) 地域包括支援体制の整備

- 平成29年の社会福祉法の改正においては、社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために、市町村の新たな努力義務として包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

社会福祉法 第106条の3

「市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を講じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。」

※平成30年4月施行

※令和2年改正により一部修文されている。

- 具体的な事業内容としては、
 - ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・ 支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備などがあげられています。
- 令和2年の社会福祉法の改正においては、市町村において包括的支援体制の構築を進めるため、新たな法定事業として、「重層的支援体制整備事業」が創設されました(第106条の4)。これは、実施を希望する市町村の手上げ方式による任意事業とされ、令和3

年4月より施行されています。

この事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、断らない包括的な支援体制を構築するため、次の内容を一体的に実施するとされています。

① 相談支援（市町村による断らない相談支援体制）

介護、障害、子ども、困窮など、本人・世帯の属性にかかわらずに受け止める相談支援の実施

② 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

③ 地域づくりに向けた支援

地域において多様なつながりが育つことを支援するために、住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援や、ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

- 併せて、同法第6条第3項において、「国及び都道府県は、市町村において重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。」と定め、国や都道府県による市町村の取り組みへの後方支援の責務を規定しました。

市町村の包括的支援体制の構築

新たな事業の枠組み

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「断らない相談支援」、②参加支援と③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援を一体的に実施する新たな事業を創設
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業の実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設
- 国の補助については、新たな事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

【新たな事業の内容(①～③を一体的に実施)】

①断らない相談支援

- 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援の実施

②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)

- 「断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援

- 地域において多様なつながりが育つことを支援するために、①ケア・支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能、②住民同士が出会い・参加することのできる場や居場所の確保を行う事業を実施

出典：厚生労働省資料

○ 日本の社会福祉制度は、これまで公的な福祉サービスの量的拡大と質的な発展を実現してきたことにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展しました。また、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、分野別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになりました。しかし、その一方で、ひきこもり、「8050問題」などのように個人や世帯が抱える複雑化・多様化した地域生活課題に十分対応できない状況が顕在化してきており、支援機能の強化が求められています。

○ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制では、世帯全体の地域生活課題を把握し、従来の縦割りでは対応できなかった制度の狭間をなくすことが期待されています。日本の社会福祉制度は、これまで分野ごとの枠組みの中で進化してきましたが、地域共生社会とは、それを変えていく取り組みであり、そうしなければ現代の福祉ニーズには応えられないという必然的な求めでもあります。

第5章 課題解決に向けた対応

(1) 計画の全体構成

本計画は「基本目標」「推進施策」「実施事業」の構成とします。

①基本目標

○ 基本目標については、本会の経営理念「人と人との支えあい、認めあいながら、だれもがその人らしく地域で安心して生活できる、福祉文化の創造」を基本に据え、国や県の福祉施策の動向や地域が抱える今日的な福祉課題を踏まえて定めることにしました。

○ 国は「地域共生社会」を実現するために、地域コミュニティの再生や、地域における包括的な支援体制の構築を進めています。この国をあげての施策については、本会は県・市町村との連携のもと、市町村社会福祉協議会や福祉関係者、関係組織と協働して取り組む必要があります。

また、今日的な福祉課題である介護問題（ダブルケア、老老介護、ヤングケアラー等）、福祉・介護人材の不足、子どもの貧困、ひきこもり、8050問題、及び発達障害児・者の増加などの解決を図るためには、既存の福祉制度の枠を超えた取り組みが必要であり、住民主体の「支え合い」「助け合い」の互助の仕組みづくりが必要不可欠です。

○ このため、第3次強化発展計画においては、その基本目標を「だれもがつながり、ともに支え合い、すべての人々が安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指す」とし、複雑で多様な福祉課題の解決や災害対応などに一体的に取り組むこととします。

②推進施策

- 基本目標を達成するためには、県、市町村との連携のもと、市町村社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、福祉団体をはじめとする多様な組織等との協働により、生活課題を抱える個人への支援や、地域課題に対応する仕組みづくりへの支援などを一体的に進めることが必要です。

また、近年頻発する大規模自然災害や災害級の感染症の感染拡大へ備えるため、平常時のうちに被災者支援に係る様々な体制整備を重点的に進めることが必要です。このため、次の5つの推進施策に取り組むこととします。

- | | |
|-------|----------------------|
| 推進施策1 | だれもがつながり、支え合う体制づくり |
| 推進施策2 | 多様な組織が連携・協働する支援体制づくり |
| 推進施策3 | 地域福祉を支える人づくり |
| 推進施策4 | 災害に備える体制づくり |
| 推進施策5 | 県社会福祉協議会の組織・基盤の充実強化 |

③実施事業

- 本計画では、基本目標の達成に向け取り組む5つの推進施策を推進するために、22の実施事業に取り組みます。この実施事業については、毎年度の事業計画において、より具体的な取り組み内容とし、「具体的事業」として計画します。

「具体的事業」のうち、県等の委託・補助事業については、令和4年度の事業が5年間継続するものとし計画します。

また、本会の自主財源により実施する事業については、年次計画を策定します。

なお、毎年度の事業計画の策定に当たっては、国・県の施策を勘案するとともに、その時の社会情勢や地域福祉に関する動向を常に把握しながら、毎年度、見直しを行います。

- 本会の経営理念・経営方針と第3次強化発展計画の関係を図示すると、次のとおりとなります。

《第3次強化発展計画概要図①》

経営理念

人と人との支えあい、認めあいながら、だれもがその人らしく
地域で安心して生活できる、福祉文化の創造をめざします。

経営方針

- ①県民が主体となる山梨発の福祉文化の創造
- ②だれもが必要な時に必要な福祉サービスを適切に利用できる福祉社会の構築のための関係機関との協働
- ③福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保

第3次強化発展計画

(令和4年度～令和8年度 5年間)

基本目標

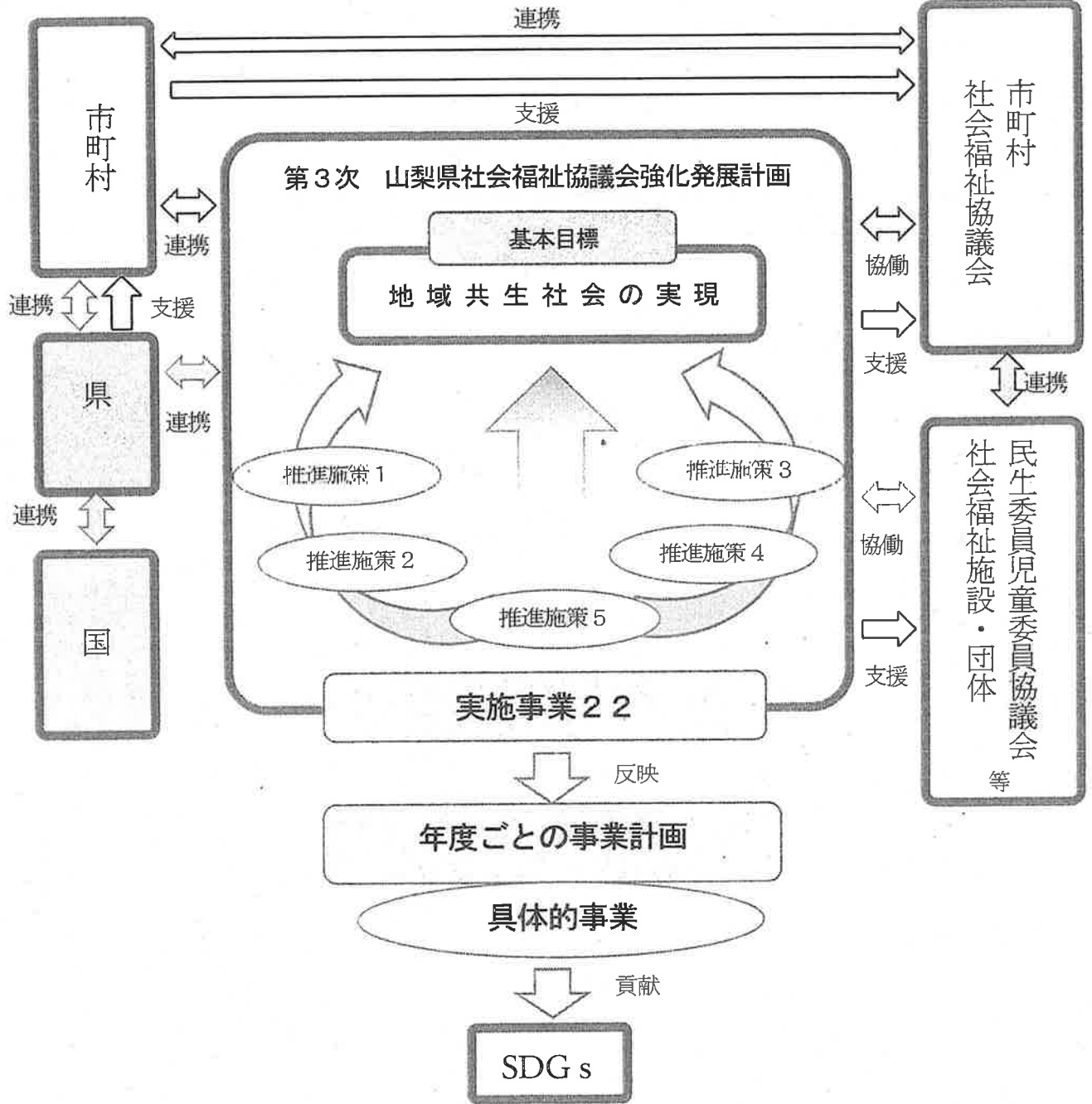
だれもがつながり、ともに支え合い、
すべての人々が安心して暮らせる
地域共生社会の実現を目指す

- | | |
|-------|----------------------|
| 推進施策1 | だれもがつながり、支え合う体制づくり |
| 推進施策2 | 多様な組織が連携・協働する支援体制づくり |
| 推進施策3 | 地域福祉を支える人づくり |
| 推進施策4 | 災害に備える体制づくり |
| 推進施策5 | 県社会福祉協議会の組織・基盤の充実強化 |



実施事業 22

《第3次強化発展計画概要図②》



(2) 推進施策と実施事業の概要

基本目標を達成するために行う推進施策及び実施事業の概要は次のとおりです。

《推進施策と実施事業概要図》

基本目標	推進施策	取り組みのポイント（実施事業）
だれもがつながり、ともに支え合い、すべての人々が安心して暮らせる地域共生社会の実現	1 だれもがつながり、支え合う体制づくり	(1) 市町村社会福祉協議会が行う住民の身近な地域における「支え合い」「助け合い」のための体制づくりへの支援 (2) 社会福祉法人が行う公益的な取り組み及びセーフティネットの拡充への取り組み促進 (3) 地域の支え合い活動及び活動に参画するきっかけとなる場づくりへの支援 (4) コロナ禍においても、つながり続ける取り組みへの支援
	2 多様な組織が連携・協働する支援体制づくり	(1) 市町村の包括的支援体制づくりにおける市町村社会福祉協議会の取り組みへの支援 (2) コロナ禍の影響を受けた人々に対する相談・支援体制の強化 (3) 個人や地域が抱える複雑で多様な福祉課題の解決のための市町村における行政、福祉専門機関、NPO、ボランティア、企業、住民組織等によるネットワークづくりへの支援 (4) 各種別協議会（高齢・障害・児童分野）への支援を通じた、様々な地域福祉活動の活性化 (5) 利用者の立場に立った福祉サービスの質の向上
	3 地域福祉を支える人づくり	(1) 福祉・介護サービスに携わる人材の確保とすそ野の拡大 (2) 福祉・介護職員の定着支援 (3) 健全な施設運営と働きやすい職場づくりを推進するための福祉・介護サービスの運営支援 (4) 福祉・介護職員を支援するための現場ニーズに応じたオンラインを活用した新たなスタイルによる研修 (5) 地域福祉への理解・参加促進

基本目標	推進施策	取り組みのポイント（実施事業）
<p>だれもがつながり、ともに支え合い、すべての人々が安心して暮らせる地域共生社会の実現</p>	<p>4 災害に備える体制づくり</p>	<p>(1) 山梨県災害救援ボランティア本部の機能強化及び市町村社会福祉協議会における災害対応の取り組みへの支援</p> <p>(2) 関係者と連携したネットワークの組織化による災害時の広域支援体制の構築及び協議・検討する場の整備</p> <p>(3) 福祉関係者と連携・協働した様々な感染症に対応した災害支援体制づくり</p>
	<p>5 県社会福祉協議会の組織・基盤の充実強化</p>	<p>(1) 人材育成・事務局体制の強化</p> <p>(2) 継続的な組織運営に必要な財源確保・コスト削減の推進</p> <p>(3) 戦略的情報発信の強化</p> <p>(4) 職員が働きがいのある魅力的な職場づくり</p> <p>(5) ICT環境の整備・強化を通じた業務の効率化の推進</p>

推進施策1

だれもがつながり、支え合う体制づくり

取り組みの方向性

相談場所や相談相手がわからず、自ら声をあげることができずにいる人など、社会的孤立の状態にある人々を見過ごすことなく支援するためには、身近な地域において、住民や民生委員・児童委員、社会福祉関係者などが連携し、サロン活動や見守り活動を通じ、当事者の潜在的なニーズを発見したり、相談しやすい場をつくる必要があります。

このため、市町村社会福祉協議会が行う住民の身近な地域における支え合い、助け合いの体制づくりを支援するとともに、社会福祉法人等が地域において行う様々な公益的な取り組みを支援します。

取り組みのポイント

(実施事業)

- (1) 市町村社会福祉協議会が行う住民の身近な地域における「支え合い」「助け合い」のための体制づくりを支援します。
- (2) 社会福祉法人が行う公益的な取り組みを促進し、セーフティネットの拡充に取り組みます。
- (3) 地域の支え合い活動及び活動に参画するきっかけとなる場づくりを支援します。
- (4) コロナ禍においても、つながり続ける取り組みを支援します。

5年後の目指す姿

- ・市町村社会福祉協議会のニーズに基づいた支援が機能している。
- ・地域の実情に応じた「支え合い」「助け合い」の活動が県下各地に広がっている。
- ・社会福祉法人間の連携による公益的な取り組みが県下各地で実現されている。

推進施策 2 多様な組織が連携・協働する支援体制づくり

取り組みの方向性

8050問題やひきこもり、ダブルケアのように複雑化・複合化した福祉課題の解決を図るためには、関係する様々な相談・支援機関が情報共有・役割分担を図りながら、連携・協働する包括的な支援体制を構築する必要があります。

このため、市町村における包括的なネットワークづくりを支援するとともに、相談・支援体制の充実を図ります。

取り組みのポイント (実施事業)

- (1) 市町村の包括的支援体制づくりにおける市町村社会福祉協議会の取り組みを支援します。
- (2) コロナ禍の影響を受けた人々に対する相談・支援体制を強化します。
- (3) 個人や地域が抱える複雑で多様な福祉課題の解決のための市町村における行政、福祉専門機関、NPO、ボランティア、企業、住民組織等によるネットワークづくりを支援します。
- (4) 各種別協議会（高齢・障害・児童分野）への支援を通じた様々な地域福祉活動の活性化を図ります。
- (5) 利用者の立場に立った福祉サービスの質の向上に取り組みます。

5年後の目指す姿

- ・ 高齢・障害・児童などの分野を越えた福祉関係機関が連携・協働し、総合的な相談体制の整備が進んでいる。
- ・ 生活困窮者の自立を支援する取り組みや、相談体制の充実が図られている。
- ・ 市町村で相談支援機関のネットワークが強化され、包括的支援体制の整備が進んでいる。

推進施策 3

地域福祉を支える人づくり

取り組みの方向性

慢性的な福祉・介護人材不足を解消するため、求職者と求人施設のマッチングを一層強化するとともに、若年から中高年までの幅広い世代や他業種からの人材参入を促すための、修学資金や就労の準備に必要な資金の貸付事業を行います。

また、福祉・介護職員の雇用状況と課題を分析し、人材の定着や働きやすい職場づくりの支援や、外国人人材の活用について情報収集及び提供を進めます。

さらに、施設経営に関する相談事業や、施設管理者並びに職員を対象とした研修の充実に努めます。

取り組みのポイント

(実施事業)

- (1) 福祉・介護サービスに携わる人材の確保とすそ野の拡大に取り組みます。
- (2) 福祉・介護職員の定着支援に取り組みます。
- (3) 健全な施設運営と働きやすい職場づくりを推進するため、福祉・介護サービスの運営支援に取り組みます。
- (4) 福祉・介護職員を支援するため、現場のニーズに応じてオンラインを活用した新たなスタイルによる研修に取り組みます。
- (5) 地域福祉への理解・参加促進に取り組みます。

5年後の目指す姿

- ・福祉や介護人材の確保・定着に関する様々な取り組みにより、福祉分野における有効求人倍率が大幅に改善されている。
- ・福祉・介護職員のニーズに応じた研修がICTを活用しながら実施され、多数の参加が得られている。

推進施策4 災害に備える体制づくり

取り組みの方向性

近年、自然災害が広域的に多発する中、本県においても大規模自然災害の発生リスクが高まっていることから、県・市町村との連携のもと、各社会福祉協議会や福祉関係者、関係組織が協働し、被災者支援にあたる広域支援体制の充実が求められています。

こうした状況下に加え、コロナ禍が重なったため、災害時の支援体制・対応内容に感染症対策を含める必要があります。

このため、平常時から災害時を想定し、行政、県・市町村社会福祉協議会、災害福祉支援に関わる関係者等が連携し、感染対策を踏まえた防災体制(ネットワーク、支援体制)の構築・強化に取り組みます。

取り組みのポイント

(実施事業)

- (1) 山梨県災害救援ボランティア本部の機能を強化し、市町村社会福祉協議会における災害対応への取り組みを支援します。
- (2) 災害時における広域支援体制を構築するため、関係者と連携したネットワークを組織し、協議・検討する場を整えます。
- (3) 様々な感染症への対応を踏まえた災害支援体制づくりを福祉関係者と連携・協働し推進します。

5年後の目指す姿

- ・山梨県災害救援ボランティア本部の機能強化が図られている。
- ・様々な感染症に対応した災害時広域支援体制が構築されている。

推進施策5 県社会福祉協議会の組織・基盤の充実強化

取り組みの方向性

本会が、市町村社会福祉協議会の行う地域福祉活動や、社会福祉法人が行う公益活動を継続的に支援するためには、支援にあたる職員の専門性や、市町村間の広域的な連絡・調整機能、国・県の施策動向や先進事例の情報収集機能を高めることが必要です。

このため、自主財源の確保やコスト削減により財政基盤を強化するとともに、研修制度を充実し、人材育成に努め、地域福祉を推進する組織体制の強化に取り組みます。

取り組みのポイント (実施事業)

- (1) 人材を育成し、事務局体制の強化に取り組みます。
- (2) 継続的な組織運営に必要な財源の確保やコストの削減に取り組みます。
- (3) 戦略的な情報発信の強化に取り組みます。
- (4) 職員が働きがいのある魅力的な職場づくりに取り組みます。
- (5) ICT環境の整備・強化を通じた業務の効率化の推進に取り組みます。

5年後の目指す姿

- ・事業推進、法人運営に必要な人員及び財源が確保されている。
- ・職員がいきいきとやりがいをもって仕事ができる職場環境がさらに充実している。
- ・ICTの活用によりオンラインでの業務の効率化や情報発信の充実が図られている。

実施事業

《推進施策1－実施事業（1）・（2）》

推進施策1 だれもがつながり、支え合う体制づくり						
実施事業（1）市町村社会福祉協議会が行う住民の身近な地域における「支え合い」「助け合い」のための体制づくりへの支援						
取り組み内容 （具体的事業）	県等委託・補助事業	①地域福祉推進事業【継続】（福祉振興課） ・市町村社会福祉協議会職員研修会 ②山梨県ボランティア・NPOセンターの共同運営【継続】（福祉振興課） ・運営委員会への参画 ③やまなし地域支え合いコミュニティ再生推進事業（地域支え合いプロジェクト）【新規】（生活支援課） ・地域におけるつながり強化策の検討・実施				
	自主財源事業	①市町村社会福祉協議会支援事業【継続】（福祉振興課） ・地域福祉活動計画策定支援 ・地域福祉ボランティア担当者会議				
		R 4	R 5	R 6 （中間評価）	R 7	R 8 （最終評価）
		企画・実施	企画・実施	企画・実施	企画・実施	企画・実施
実施事業（2）社会福祉法人が行う公益的な取り組み及びセーフティネットの拡充への取り組み促進						
取り組み内容 （具体的事業）	県等委託・補助事業	①やまなし地域支え合いコミュニティ再生推進事業（地域支え合いプロジェクト）【新規】（※再掲）（生活支援課） ・地域におけるつながり強化策の検討・実施				
	自主財源事業	①社会福祉法人等の公益的な取り組みへの支援【継続】（福祉振興課） ・社会福祉法人地域連絡会の設立推進 ・課題解決に向けた事業・活動の検討 ・課題解決に向けた事業・活動の実施				
		R 4	R 5	R 6 （中間評価）	R 7	R 8 （最終評価）
		地域連絡会設立推進		課題解決に向けた事業・活動の検討		課題解決に向けた事業・活動の実施

実施事業

《推進施策1－実施事業（3）・（4）》

実施事業（3）地域の支え合い活動及び活動に参画するきっかけとなる場づくりへの支援

取り組み内容 (具体的事業)	県等委託・ 補助事業	①長寿やまなし振興事業【継続】(福祉振興課) ・いきいき山梨ねんりんピックの開催 ・全国健康福祉祭県選手団派遣 ・山梨県シルバー作品展・俳句大会の開催 ・ことぶきマスター人材バンクの運営 ②やまなし地域支え合いコミュニティ再生推進事業(地域支え 合いプロジェクト)【新規】(※再掲)(生活支援課) ・地域におけるつながり強化策の検討・実施				
	自主財源 事業	①住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会議の開催【継続】(福 祉振興課) ・県内活動団体の情報交換				
		R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)
		実施	実施	実施	実施	実施

実施事業（4）コロナ禍においても、つながり続ける取り組みへの支援

取り組み内容 (具体的事業)	県等委託・ 補助事業	①やまなし地域支え合いコミュニティ再生推進事業(地域支え 合いプロジェクト)【新規】(※再掲)(生活支援課) ・地域におけるつながり強化策の検討・実施				
	自主財源 事業	①市町村社会福祉協議会支援事業【新規】(福祉振興課) ・全国・県内の取り組み事例の収集・提供【新規】 ・市町村社協職員へのICTスキルアップ支援【新規】				
		R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)
		企画・実施	企画・実施	企画・実施	企画・実施	企画・実施

実施事業

《推進施策2－実施事業（1）・（2）》

<p>推進施策2 多様な組織が連携・協働する支援体制づくり</p>						
<p>実施事業（1）市町村の包括的支援体制づくりにおける市町村社会福祉協議会の取り組みへの支援</p>						
<p>取り組み内容 (具体的事業)</p>	<p>県等委託・補助事業</p>	<p>①やまなし地域支え合いコミュニティ再生推進事業(地域支え合いプロジェクト)【新規】(※再掲)(生活支援課) ・地域におけるつながり強化策の検討・実施</p>				
	<p>自主財源事業</p>	<p>②市町村社会福祉協議会支援事業【継続】(福祉振興課) ・市町村社協基礎調査資料(便覧・名簿)の作成・活用 ・事業別・階層別の情報交換会の開催</p>				
		<p>R 4</p>	<p>R 5</p>	<p>R 6 (中間評価)</p>	<p>R 7</p>	<p>R 8 (最終評価)</p>
		<p>企画・実施</p>	<p>企画・実施</p>	<p>企画・実施</p>	<p>企画・実施</p>	<p>企画・実施</p>
<p>実施事業（2）コロナ禍の影響を受けた人々に対する相談・支援体制の強化</p>						
<p>取り組み内容 (具体的事業)</p>	<p>県等委託・補助事業</p>	<p>①相談貸付事業【継続】(生活支援課) ・生活福祉資金貸付事業 ・要保護世帯向け不動産担保型生活福祉資金貸付事業 ・臨時特例つなぎ資金貸付事業 ・居室等整備資金貸付事業 ・児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 ②生活困窮者自立支援事業(町村部)【継続】(生活支援課) ③日常生活自立支援事業【継続】(生活支援課) ④上記①～③の事業間の連絡・連携の強化【新規】(生活支援課)</p>				

実施事業

《推進施策2－実施事業（3）・（4）》

実施事業（3）個人や地域が抱える複雑で多様な福祉課題の解決のための市町村における行政、福祉専門機関、NPO、ボランティア、企業、住民組織等によるネットワークづくりへの支援

取り組み内容 (具体的事業)	県等委託・補助事業	①やまなし地域支え合いコミュニティ再生推進事業(地域支え合いプロジェクト)【新規】(※再掲)(生活支援課) ・地域関係者のネットワーク化の検討・実施				
	自主財源事業	①山梨ともしび基金助成事業の実施【継続】(福祉振興課) ・県内のボランティア、社会福祉団体への事業費助成 ②山梨善意銀行の運営【継続】(福祉振興課) ・企業、団体からの物品等を預託 ・社会福祉施設へ配分調整				
		R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)
		実施	実施	実施	実施	実施

実施事業（4）各種別協議会（高齢・障害・児童分野）への支援を通じた、様々な地域福祉活動の活性化

取り組み内容 (具体的事業)	自主財源事業	①各種別協議会の事務局運営支援と協働事業実施【継続】 ・山梨県社会福祉法人経営者協議会(福祉振興課) ・山梨県民生委員児童委員協議会(福祉振興課) ・山梨県老人福祉施設協議会(福祉振興課) ・山梨県保育協議会(福祉振興課) ・山梨県保育所保護者連合会(福祉振興課) ・児童養護施設部会(福祉振興課) ・山梨県社会就労センター協議会(福祉振興課) ・山梨県地域包括・在宅介護支援センター協議会(介護福祉総合支援センター)				
		R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)
		支援	支援	支援	支援	支援

実施事業

《推進施策2－実施事業（5）》

実施事業（5）利用者の立場に立った福祉サービスの質の向上														
取り組み内容 (具体的事業)	県等委託・ 補助事業	①福祉サービス第三者評価事業の実施【継続】(福祉振興課) <ul style="list-style-type: none"> ・評価事業の周知と受審促進 ・評価機関の認証 ・評価結果の公表 ②福祉サービス苦情解決事業の実施【継続】(運営適正化委員会) <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの苦情相談 ・福祉サービス利用援助事業の運営監視 ・福祉サービス事業者の苦情解決体制整備の支援 												
	自主財源 事業	①地域密着型サービス外部評価事業の実施【継続】(福祉振興課) <ul style="list-style-type: none"> ・自己評価及び外部評価 ・評価結果の公表 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6 (中間評価)</td> <td>R 7</td> <td>R 8 (最終評価)</td> </tr> <tr> <td>実施</td> <td>実施</td> <td>実施</td> <td>実施</td> <td>実施</td> </tr> </table>				R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)	実施	実施	実施	実施
R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)										
実施	実施	実施	実施	実施										

実施事業

《推進施策3－実施事業（1）》

推進施策3 地域福祉を支える人づくり

実施事業（1）福祉・介護サービスに携わる人材の確保とすそ野の拡大

<p>取り組み内容 (具体的事業)</p>	<p>県等委託・ 補助事業</p>	<p>①介護事業者への支援【新規】(介護福祉総合支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護現場革新会議の開催【新規】 ・生産性向上に係る相談業務【新規】 ・テクノロジーを活用した業務効率化モデル事業【新規】 ・介護助手等の普及推進【新規】 ・外国人介護人材受入支援【新規】 <p>②福祉・介護に関する相談・就業促進事業【継続】(介護福祉総合支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材センター窓口の運営 ・ふくしの仕事職場説明・相談会 ・職場体験、職場実習 <p>③福祉・介護に関する理解促進事業【継続】(介護福祉総合支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他機関の就職関連フェアへの参加 ・福祉人材センター運営委員会 ・福祉人材センター紹介リーフレットの作成 <p>④福祉・介護に関する魅力発信事業【継続・新規】(介護福祉総合支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材センターホームページの運用 ・公式LINEアカウントによる情報発信 ・介護福祉士養成校や業界団体等と連携した魅力発信【新規】 <p>⑤潜在保育士等の就職に関する相談等の支援【新規】(保育士・保育所支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士・保育所支援センター窓口の運営【新規】 ・保育士・保育所支援センターリーフレットの作成【新規】 ・保育士・保育所支援センターホームページの開設【新規】
---------------------------	-----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>取り組み内容 (具体的事業)</p>	<p>県等委託・ 補助事業</p>	<p>⑥介護人材の確保に係る貸付事業【継続】(介護福祉総合支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付事業 ・介護人材再就職準備金貸付事業 ・介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業 ・介護分野・障害福祉分野就職支援金貸付事業 <p>⑦保育人材の確保に係る貸付事業【継続】(介護福祉総合支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士修学資金貸付事業 ・保育士就職準備金貸付事業 													
	<p>自主財源 事業</p>	<p>①介護等体験受入調整事業【継続】(介護福祉総合支援センター)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6 (中間評価)</td> <td>R 7</td> <td>R 8 (最終評価)</td> </tr> <tr> <td>実施</td> <td>実施</td> <td>実施</td> <td>実施</td> <td>実施</td> </tr> </table>					R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)	実施	実施	実施	実施
R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)											
実施	実施	実施	実施	実施											

実施事業

《推進施策3－実施事業（2）・（3）》

実施事業（2）福祉・介護職員の定着支援

取り組み内容 (具体的事業)	県等委託・ 補助事業	<p>①福祉・介護分野への定着支援事業【継続】(介護福祉総合支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業後フォローアップ訪問 ・福祉職員の交流の場づくり <p>②保育士の交流の場づくり事業【新規】(保育士・保育所支援センター)</p> <p>③保育人材の定着に係る貸付事業【継続】(介護福祉総合支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業 																			
	自主財源 事業	<p>①退職手当等共済事業【継続】(総務企画課)</p> <table border="1"> <tr> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6 (中間評価)</td> <td>R 7</td> <td>R 8 (最終評価)</td> </tr> <tr> <td>実施</td> <td>実施</td> <td>実施</td> <td>実施</td> <td>実施</td> </tr> </table> <p>②福利厚生センター事業【継続】(総務企画課)</p> <table border="1"> <tr> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6 (中間評価)</td> <td>R 7</td> <td>R 8 (最終評価)</td> </tr> <tr> <td>企画・実施</td> <td>企画・実施</td> <td>企画・実施</td> <td>企画・実施</td> <td>企画・実施</td> </tr> </table>	R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)	実施	実施	実施	実施	実施	R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)	企画・実施	企画・実施	企画・実施	企画・実施
R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)																	
実施	実施	実施	実施	実施																	
R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)																	
企画・実施	企画・実施	企画・実施	企画・実施	企画・実施																	

実施事業（3）健全な施設運営と働きやすい職場づくりを推進するための福祉・介護サービスの運営支援

取り組み内容 (具体的事業)	県等委託・ 補助事業	<p>①福祉・介護施設運営支援事業【新規】(介護福祉総合支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所訪問活動の強化【新規】 <p>②保育士の働き方改革の支援事業【新規】(保育士・保育所支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所訪問調査活動【新規】 ・保育現場への働き方改革の支援・専門家の派遣調整【新規】 ・保育所等における要支援児対応巡回支援・専門家(看護師・精神保健福祉士等)の派遣調整【新規】 <p>③保育人材の確保に係る貸付事業【継続】(介護福祉総合支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育補助者雇上費貸付事業 <p>④福祉施設経営指導事業【継続】(福祉振興課)</p>
-------------------	---------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

実施事業

《推進施策3—実施事業（4）・（5）》

実施事業（4）福祉・介護職員を支援するための現場ニーズに応じたオンラインを活用した新たなスタイルによる研修						
取り組み内容 (具体的事業)	県等委託・ 補助事業	①福祉・介護職員を対象とした専門的な知識・技術研修【継続】 (介護福祉総合支援センター) ・介護職員キャリア形成技術指導研修 ・福祉・介護職員キャリアパス支援研修事業				
		①現場のニーズに応じた自主研修事業【継続】(介護福祉総合支援センター)				
	自主財源 事業	R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)
		実施 テーマ検討	実施 テーマ検討	実施 ニーズ調査 テーマ検討	実施 テーマ検討	実施 テーマ検討
②新たなスタイルでの研修の検討・実施【新規】(介護福祉総合支援センター)						
		R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)
		実施・検討	実施・検討	実施 ニーズ調査 検討	実施・検討	実施・検討
実施事業（5）地域福祉への理解・参加促進						
取り組み内容 (具体的事業)	県等委託・ 補助事業	①家族介護者等への支援【新規】(介護福祉総合支援センター) ・一般県民・家族介護者を対象とした介護・福祉に関する講座の開催 ・介護・福祉の相談及び情報提供				
		①山梨県社会福祉大会の開催【継続】(総務企画課)				
	自主財源 事業	R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)
		実施・検討	実施・検討	実施・検討	実施・検討	実施・検討
②共同募金活動への協力【継続】(総務企画課)						
		R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)
		企画・実施	企画・実施	企画・実施	企画・実施	企画・実施

実施事業

《推進施策4－実施事業（1）・（2）》

推進施策4 災害に備える体制づくり						
実施事業（1）山梨県災害救援ボランティア本部機能の強化及び市町村社会福祉協議会における災害対応の取り組みへの支援						
取り組み内容 （具体的事業）	県等委託・補助事業	①やまなし地域支え合いコミュニティ再生推進事業（災害時福祉支援プロジェクト）【新規】（福祉振興課） ○市町村社協が行う取り組みへの支援 ・災害ボランティアセンター開設・運営訓練 ・災害ボランティアセンター運営マニュアル検討・作成 ○ICTを活用した災害ボランティアセンター運営方法の検討 ・他都道府県先進事例の情報収集 ・市町村社協への説明会の実施 ・災害ボランティアセンター運営へのICT導入検討 ②やまなし福祉救援活動推進員研修会【継続】（福祉振興課）				
	自主財源事業	①山梨県災害救援ボランティア本部機能の強化【継続】（福祉振興課） ・県社協職員向け研修・訓練の実施 ・本部設置運営訓練の実施 ・本部運営マニュアルの点検・見直し				
		R 4	R 5	R 6 （中間評価）	R 7	R 8 （最終評価）
		訓練 見直し	訓練 見直し	訓練 見直し	訓練 見直し	訓練 見直し
実施事業（2）関係者と連携したネットワークの組織化による災害時の広域支援体制の構築及び協議・検討する場の整備						
取り組み内容 （具体的事業）	県等委託・補助事業	①やまなし地域支え合いコミュニティ再生推進事業（災害時福祉支援プロジェクト）【新規】（福祉振興課） ○災害福祉支援ネットワークの構築 ・ネットワーク構築に向けた協議・検討 ・DWA T組成及び研修会の実施 ・DWA T活動の周知・理解促進 ○災害ボランティア等との連携 ・災害ボランティア・企業・NPO等との情報交換（随時） ・一般市民向け災害ボランティア関連情報の提供（WEB）				

実施事業

《推進施策4－実施事業（3）》

実施事業（3）福祉関係者と連携・協働した様々な感染症に対応した災害支援体制づくり		
取り組み内容 (具体的事業)	県等委託・ 補助事業	①やまなし地域支え合いコミュニティ再生推進事業(災害時福祉支援プロジェクト)【新規】(福祉振興課) ○感染症にも対応した災害ボランティアセンター運営マニュアルの検討・作成 ○福祉避難所支援方法の検討

実施事業

《推進施策5－実施事業（1）・（2）》

推進施策5 県社会福祉協議会の組織・基盤の充実強化

実施事業（1）人材育成・事務局体制の強化

取り組み内容 (具体的事業)	自主財源 事業	①職員研修の充実【継続】(総務企画課) ・新任、中堅、管理職研修の実施				
		R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)
		計画・実施	実施	計画見直し 実施	実施	計画見直し 実施
		②資格取得推進事業【継続】(総務企画課) ・社会福祉士、精神保健福祉士ほか資格取得費用の助成				
		R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)
		募集・助 成	募集・助成	募集・助成	募集・助成	募集・助成
③事業継続計画(BCP)策定・運用【新規】(総務企画課・各課所共通) ・BCPの策定、BCM、BCPに基づく事業推進体制の強化						
R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)		
計画策定 訓練・研修	見直し・訓練	見直し・訓練	見直し・訓練	見直し・訓練		

実施事業（2）継続的な組織運営に必要な財源確保・コスト削減の推進

取り組み内容 (具体的事業)	自主財源 事業	①会費・寄付金等の財源の確保・充実【継続】(総務企画課) ・賛助会員、寄付金の募集・拡大				
		R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)
		会費・寄付 金の拡大	会費・寄付 金の拡大	会費・寄付 金の拡大	会費・寄付 金の拡大	会費・寄付 金の拡大
		②経常経費の支出削減【新規】(総務企画課・各課所共通) ・各種契約の見直しや、デジタル化によるペーパーレス化などのコスト削減の取り組みの推進				
		R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)
		削減可能な コストの検討・削減	削減可能な コストの検討・削減	削減可能な コストの検討・削減	削減可能な コストの検討・削減	削減可能な コストの検討・削減

実施事業

《推進施策5－実施事業（3）・（4）》

実施事業（3） 戦略的情報発信の強化												
取り組み内容 (具体的事業)	自主財源 事業	①広報メディアの効率的な活用促進【新規】(総務企画課・各課所共通) ・各課所共通の広報ガイドラインの策定及び担当職員の配置による情報発信体制の強化										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>R 6 (中間評価)</th> <th>R 7</th> <th>R 8 (最終評価)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガイドライン策定・広報活動強化</td> <td>広報活動強化</td> <td>ガイドラインの見直し・広報活動強化</td> <td>広報活動強化</td> <td>ガイドラインの見直し・広報活動強化</td> </tr> </tbody> </table>	R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)	ガイドライン策定・広報活動強化	広報活動強化	ガイドラインの見直し・広報活動強化	広報活動強化	ガイドラインの見直し・広報活動強化
		R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)						
		ガイドライン策定・広報活動強化	広報活動強化	ガイドラインの見直し・広報活動強化	広報活動強化	ガイドラインの見直し・広報活動強化						
②ホームページとSNSの連携による情報発信の強化【新規】(総務企画課・各課所共通) ・世代、対象別のSNS活用の整理、活用の見直し・推進												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>R 6 (中間評価)</th> <th>R 7</th> <th>R 8 (最終評価)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SNS活用検討・活用促進</td> <td>SNS活用検討・活用促進</td> <td>SNS活用検討・活用促進</td> <td>SNS活用検討・活用促進</td> <td>SNS活用検討・活用促進</td> </tr> </tbody> </table>	R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)	SNS活用検討・活用促進	SNS活用検討・活用促進	SNS活用検討・活用促進	SNS活用検討・活用促進	SNS活用検討・活用促進		
R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)								
SNS活用検討・活用促進	SNS活用検討・活用促進	SNS活用検討・活用促進	SNS活用検討・活用促進	SNS活用検討・活用促進								
実施事業（4） 職員が働きがいのある魅力的な職場づくり												
取り組み内容 (具体的事業)	自主財源 事業	①職員の働きやすい制度・職場環境の充実【新規】(総務企画課) ・働き方改革に対応した制度の検討・整備										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>R 6 (中間評価)</th> <th>R 7</th> <th>R 8 (最終評価)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検討・整備</td> <td>検討・整備</td> <td>検討・整備</td> <td>検討・整備</td> <td>検討・整備</td> </tr> </tbody> </table>	R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)	検討・整備	検討・整備	検討・整備	検討・整備	検討・整備
		R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)						
		検討・整備	検討・整備	検討・整備	検討・整備	検討・整備						
②職員提案事業【継続】(総務企画課) ・職員からの提案事業の募集・検討・実施												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>R 6 (中間評価)</th> <th>R 7</th> <th>R 8 (最終評価)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要領策定・募集・実施</td> <td>募集・実施</td> <td>募集・実施</td> <td>募集・実施</td> <td>募集・実施</td> </tr> </tbody> </table>	R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)	要領策定・募集・実施	募集・実施	募集・実施	募集・実施	募集・実施		
R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)								
要領策定・募集・実施	募集・実施	募集・実施	募集・実施	募集・実施								

実施事業

《推進施策5－実施事業（5）》

実施事業（5）ICT環境の整備・強化を通じた業務の効率化の推進

取り組み内容 (具体的事業)	自主財源 事業	①ICT機器の検討・整備【新規】(総務企画課・各課所共通) ・業務の効率化、災害時に対応した機器の検討・整備				
		R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)
		計画策定 整備・運用	整備・運用	計画見直し・ 整備・運用	整備・運用	計画見直し 整備・運用
		②職員のICTスキルアップ研修【新規】(総務企画課・各課 所共通) ・職員を対象としたICT活用に関する研修会の実施				
		R 4	R 5	R 6 (中間評価)	R 7	R 8 (最終評価)
		企画・実施	企画・実施	企画・実施	企画・実施	企画・実施

第6章 計画の評価と進行管理

(1) 評価

①評価の基準

本計画の評価は、5年間の年度ごとの事業計画における「具体的事業」の実施状況（度合）を、次の5段階で評価します。

「具体的事業」の実施度合を次の基準により評価する。

- ①A評価：80%以上
- ②B評価：60%以上80%未満
- ③C評価：40%以上60%未満
- ④D評価：20%以上40%未満
- ⑤E評価：0%以上20%未満

②評価の実施方法

本計画の評価は、計画の中間年度となる令和6年度（中間評価）と最終年度の令和8年度（最終評価）の2回実施します。

実施方法は、各課所が所管する「具体的事業」について、上記の評価基準に基づきPDCAサイクルによる自己点検・自己評価を行い、その評価結果を、本会内に設置する評価委員会が検証し、総合的に評価します。

(2) 進行管理

毎年度の事業計画の策定にあたっては、国・県の施策を勘案するとともに、その時の社会情勢や地域福祉に関する動向を常に把握しながら、毎年度見直しを行います。

なお、計画の「中間評価」「最終評価」の結果については、各年度の決算時の理事会・評議員会で報告するとともに、年度の事業計画の策定に反映させます。



令和5年3月改訂

 社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会

〒400-0005 甲府市北新1丁目2-12 山梨県福祉プラザ4階
TEL 055(254)8610